

(仮称) 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会設立準備会

議 事 次 第

日 時：平成 16 年 8 月 2 日 (月)

15:30～17:00

場 所：ホテルロイヤルレイク土浦 2F

かすみの間

————— 議 事 —————

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 自然再生推進法の概要について
- (2) 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区の現況と変遷について
- (3) 今後の進め方について

3. そ の 他

4. 閉 会

第1回「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（仮称）」準備会 座席表
ホテルロイヤルレイク土浦2階 かすみの間

須 前 平 川
田 田 井 前
先 先 先 先
生 生 生 生

○ 土浦市環境保全課○
○ 同上 ○
○ 土浦市企画調整課○
○ ○
○ 霞ヶ浦町 ○
○ 環境防災課○
○ ○
○ 水資源機構 ○
○ 同上 ○
○ 同上 ○
○ ○
○ 速記者 ○

○県水・土地計画課
○県地域計画課
○県環境政策課
○県霞ヶ浦対策課
○県漁政課
○ 同上
○県水産振興課
○県農村計画課
○県農村環境課
○県河川課

○ ○ ○ ○

霞ヶ浦河川事務所

一般傍聴者席（30席）

「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会(仮称)」準備会 出席予定者

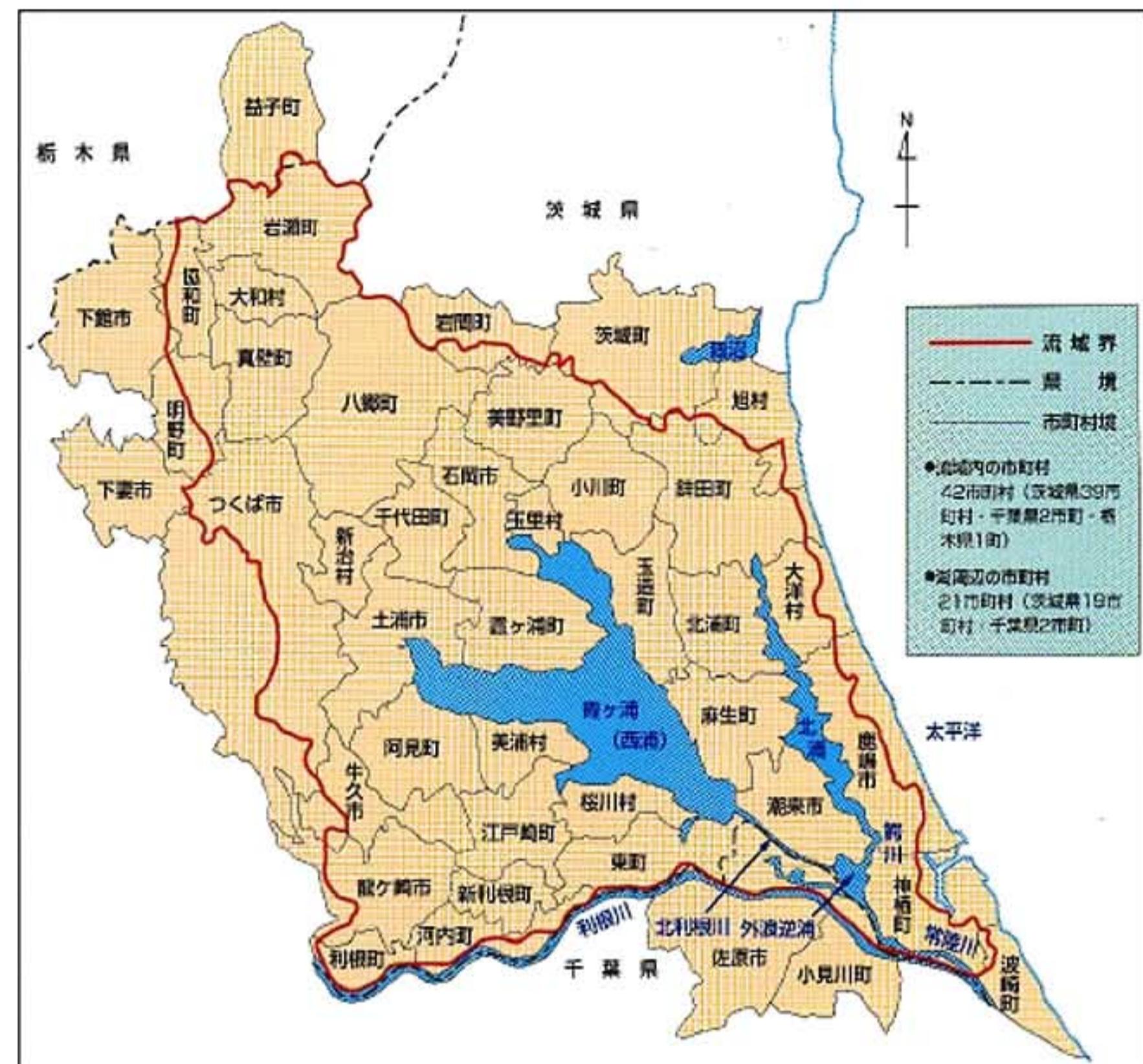
H16.8.2

	氏名	所属	備考
学識経験者	前田 修	富士常葉大学教授	
	平井 幸弘	専修大学教授	
	川前 政幸	茨城県内水面水産試験場長	
	須田 直之	茨城県高等学校教育研究会生物部顧問	
地方公共団体	伊藤 淳史	茨城県 企画部 水・土地計画課 課長補佐	
	鈴木 賢治	茨城県 企画部 地域計画課 主任	
	加藤 直樹	茨城県 生活環境部 環境政策課 係長	
	渡辺 尚明	茨城県 農林水産部 漁政課 主任	
	山田 茂	茨城県 農林水産部 霞ヶ浦北浦水産事務所 係長	
	根本 隆夫	茨城県 農林水産部 水産振興課 主任	
	石井 昌広	茨城県 農林水産部 農地局農村計画課 主査	
	関根 栄一	茨城県 農林水産部 農地局農村環境課 主査	
	安藤 健二	茨城県 土木部 河川課 主査	
	今川 敬秀	茨城県 生活環境部 霞ヶ浦対策課 係長	
	大内 浩之	土浦市 企画調整課 副参事	
	折本 茂	土浦市 環境保全課 課長	
	浅野 満夫	土浦市 環境保全課 副参事	
	初鳥 忠則	霞ヶ浦町 環境防災課 課長	
	齋藤 明	霞ヶ浦町 環境防災課 係長	
関係行政機関	唐澤 仁士	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 所長	
	奥秋 芳一	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 副所長	
	田中 克直	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 課長	
	堀内 輝亮	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 係長	
	唐澤 浩光	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 専門員	
	横田 雅良	独立行政法人水資源機構 霞ヶ浦開発総合管理所 所長	
	五十嵐 昇	独立行政法人水資源機構 霞ヶ浦開発総合管理所 環境課長	
	田作 光良	独立行政法人水資源機構 霞ヶ浦開発総合管理所 環境課	
事務局	谷村 大三郎	河川環境管理財団 研究第四部 次長	
	小野 諭	河川環境管理財団 研究第四部 主任研究員	
	藤原 基正	河川環境管理財団 研究第四部 研究員	

1. 霞ヶ浦流域の概要

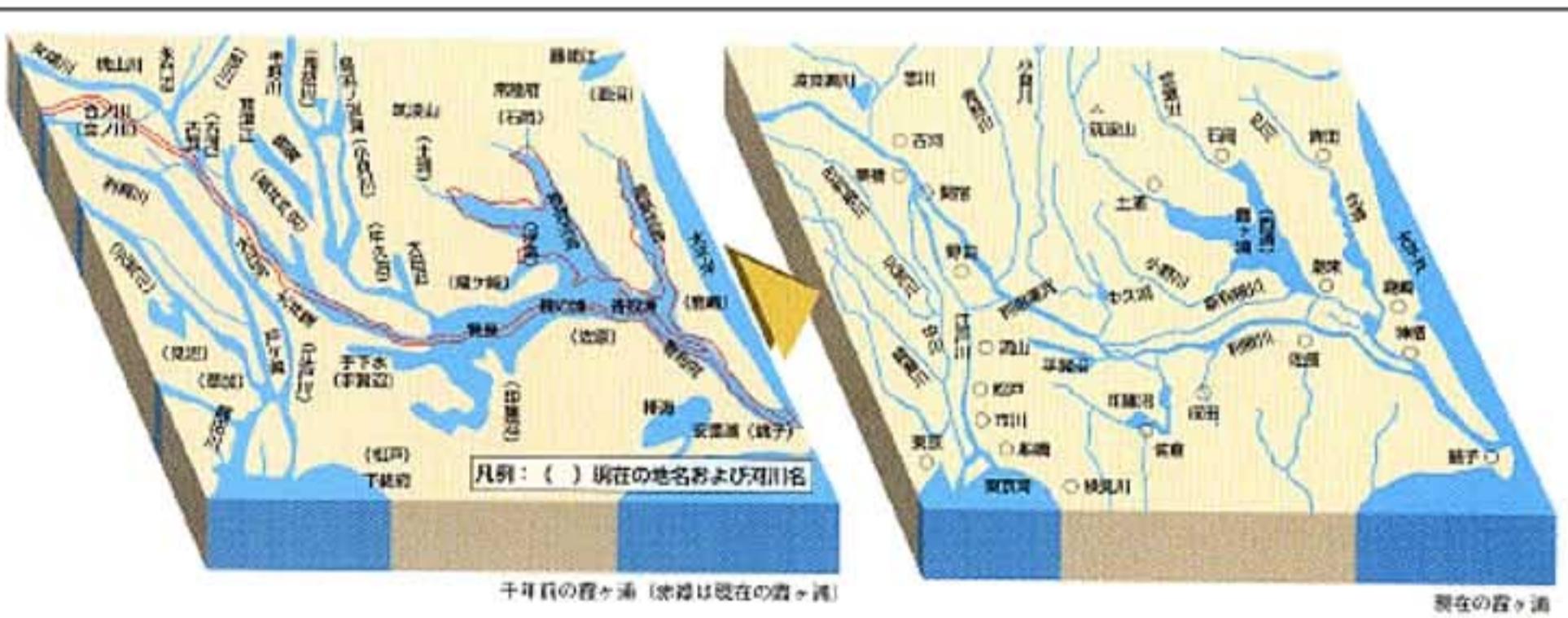
■霞ヶ浦の概要

- ・霞ヶ浦は茨城県の東南に位置し、西浦、北浦、外浪逆浦の3つの湖と北利根川、鰐川、常陸川からなり、これらを合わせた湖面積は約 220 km^2 である。
- ・流域は大部分を占める茨城県の他、千葉県、栃木県にも及ぶ42市町村にまたがり、大小合わせて56河川が流入し、流域面積は約 $2,157\text{ km}^2$ となっている。
- ・霞ヶ浦は湖面積に比べて水深が浅いという特徴を持ち、平均水深4m、深いところでも7m程度である。平面的には大小の入江や岬が複雑に連なり、湖岸線の総延長は約250kmと我が国の湖沼では最も長い延長を有した湖である。



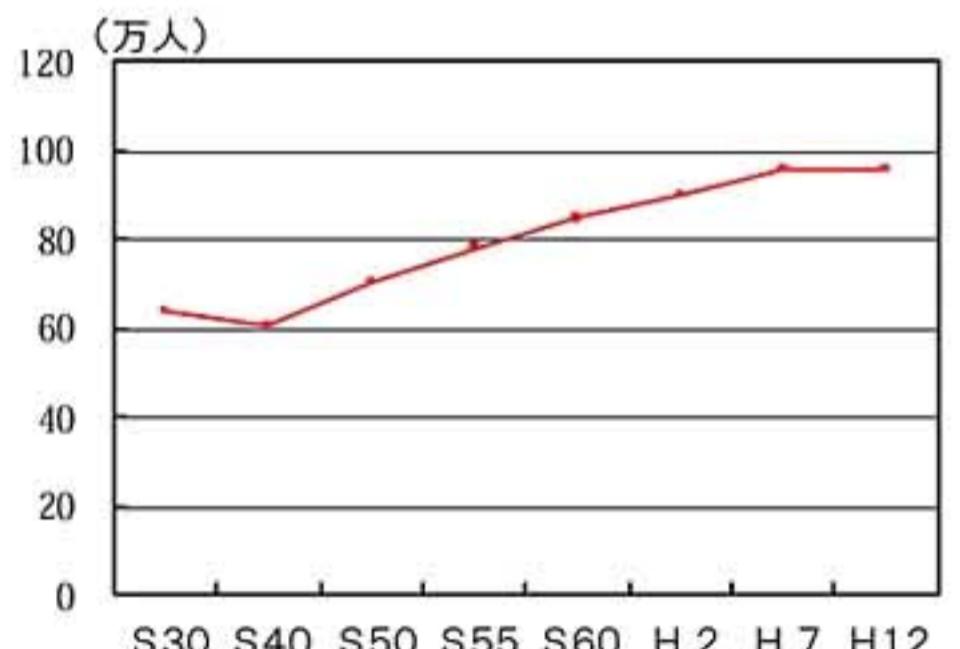
■流域の歴史（過去～現在の変遷）

- ・霞ヶ浦が現在のような淡水湖になったのは、江戸時代に利根川の東遷事業が行われ、霞ヶ浦南東部に運ばれる土砂の量が増え、海との間が徐々にせき止められていったことによるものである。これにより17世紀中頃には淡水湖となったといわれている。



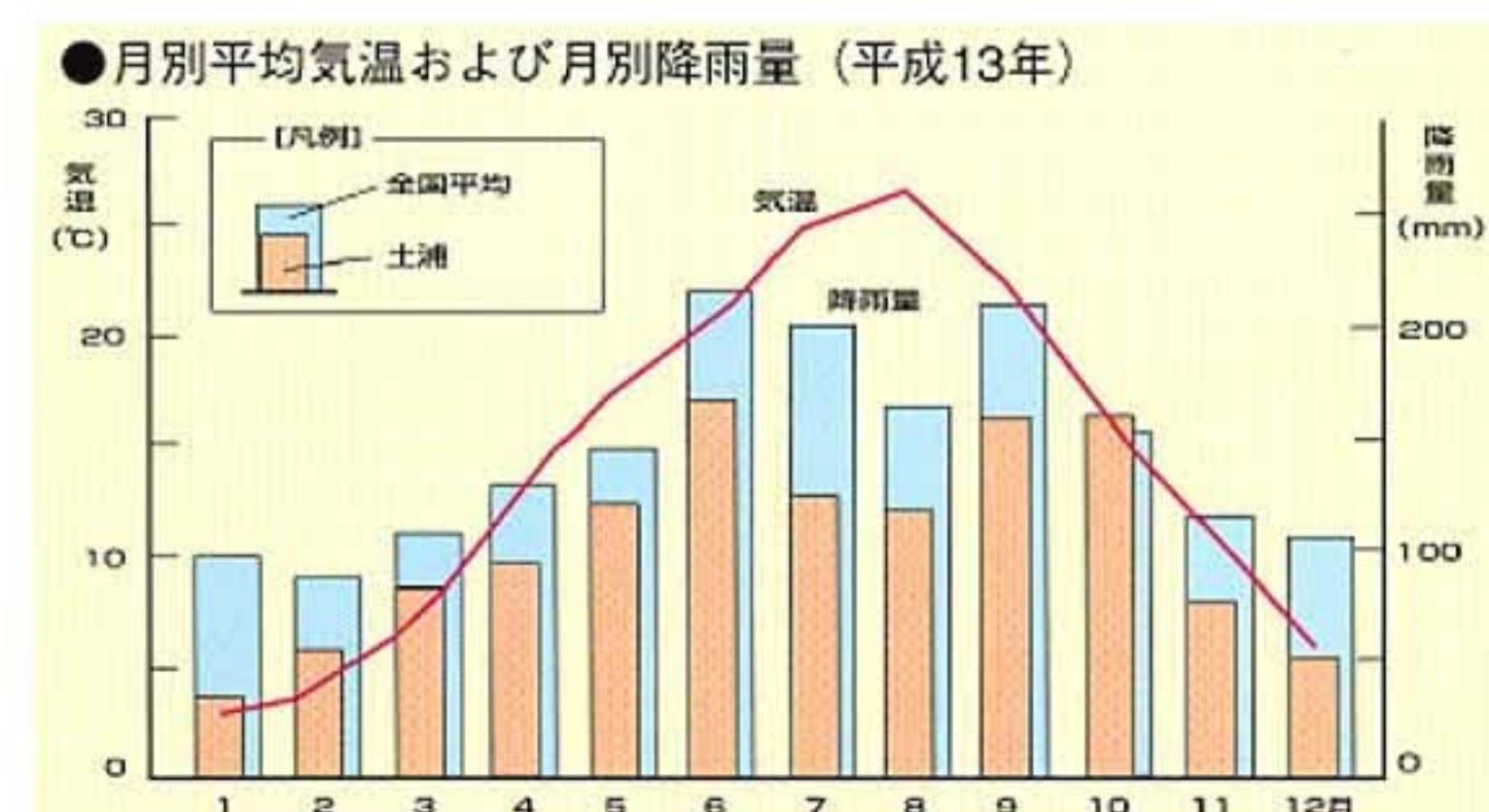
■流域人口の推移

- ・流域人口は昭和40年から増加傾向にあり、現在はおよそ95万人前後である。



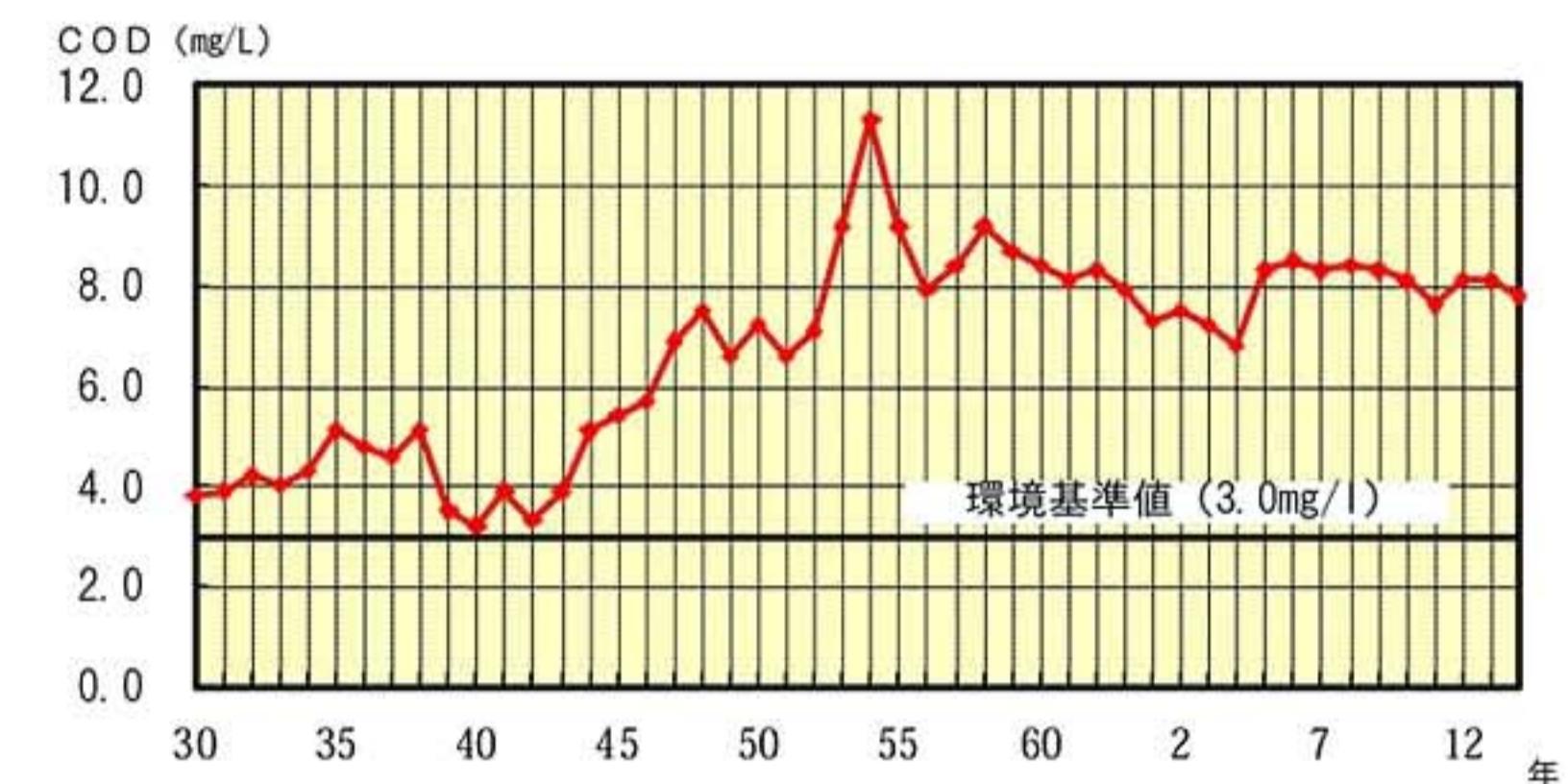
■流域の気候

- ・流域の気候は表日本気候に属し、冬には「筑波おろし」と呼ばれる北西の季節風が強く、晴天が続き降雨量が少ない。夏には南東の季節風が卓越し降雨量も比較的多くなる。
- ・年間平均降雨量は1278mm程度と全国平均1718mmに比べ降雨量の少ない地域である。
- ・気温は流域内での地域差は小さく、年間平均気温は約14°C前後である。



■水質の推移

・近年の水質状況をCODで見ると、昭和40年代から次第に悪化し、昭和54年には 11.3 mg/L と高い値を示したが、その後水質浄化対策を促進し、平成4年には 6.8 mg/L まで改善された。現在（平成13年度）では 8.1 mg/L と依然環境基準を上回った状況が続いている。



■流域の主な産業

- ・流域の主な産業としては、水郷地帯の稲作、内水面漁業、県生産量が全国1位であるレンコン、全国3位の養豚などが霞ヶ浦を代表する産業となっている。

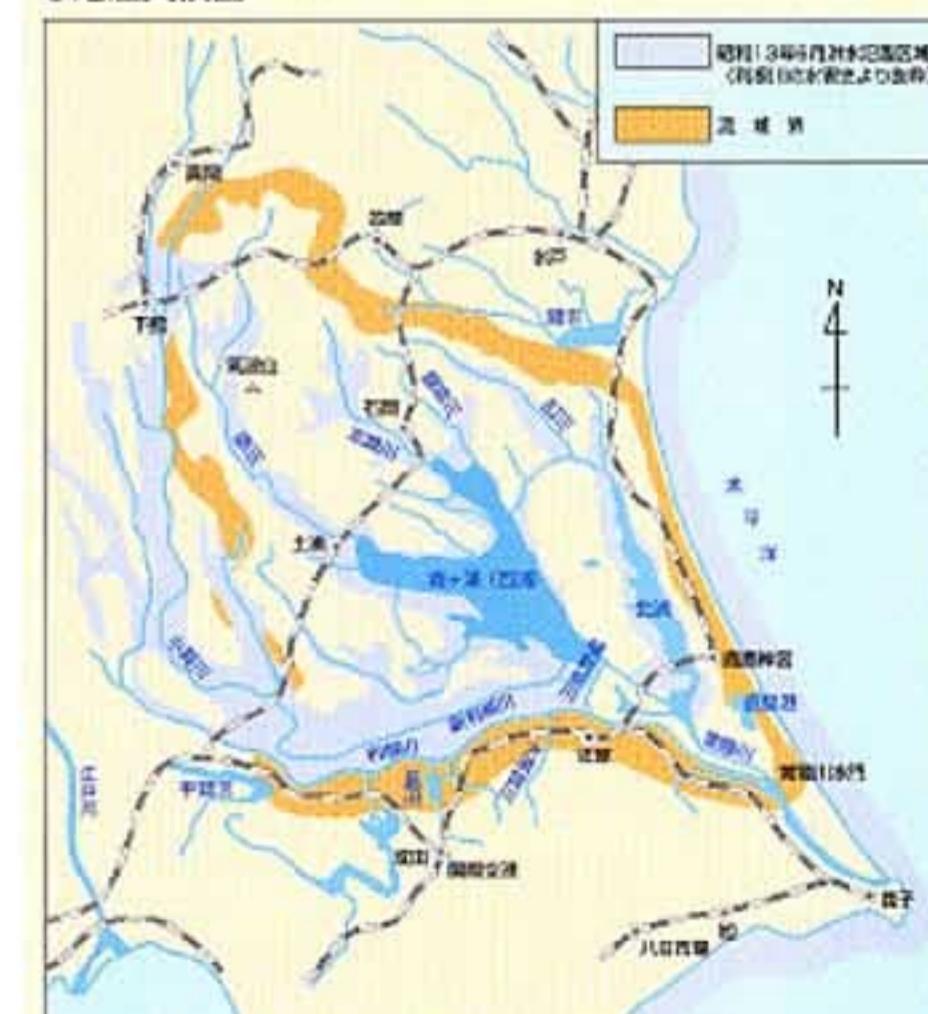
流域の主な産業

工業	工業出荷額	23,340億円
農業	水田面積 レンコン田面積	420km ² 16km ²
畜産業	豚飼養頭数 牛飼養頭数	322,700頭 40,700頭
水産業	内水面漁獲量 コイ養殖生産量	2,969トン 5,001トン

■流域の洪水

- ・霞ヶ浦の洪水は、常陸利根川の流下能力の不足により流域内の降雨が湖内に貯留され、湖面水位が上昇し氾濫する場合と、利根川の洪水が霞ヶ浦に逆流し、湖水位を上昇させる場合の二つがある。近年の洪水としては平成3年9月の台風18号、10月の台風21号による洪水があり、ともに水位がY.P.+2.00mを越える大きなものであった。

●氾濫実績図



■昭和33年の塩害状況



■流域の旱魃 (塩害)

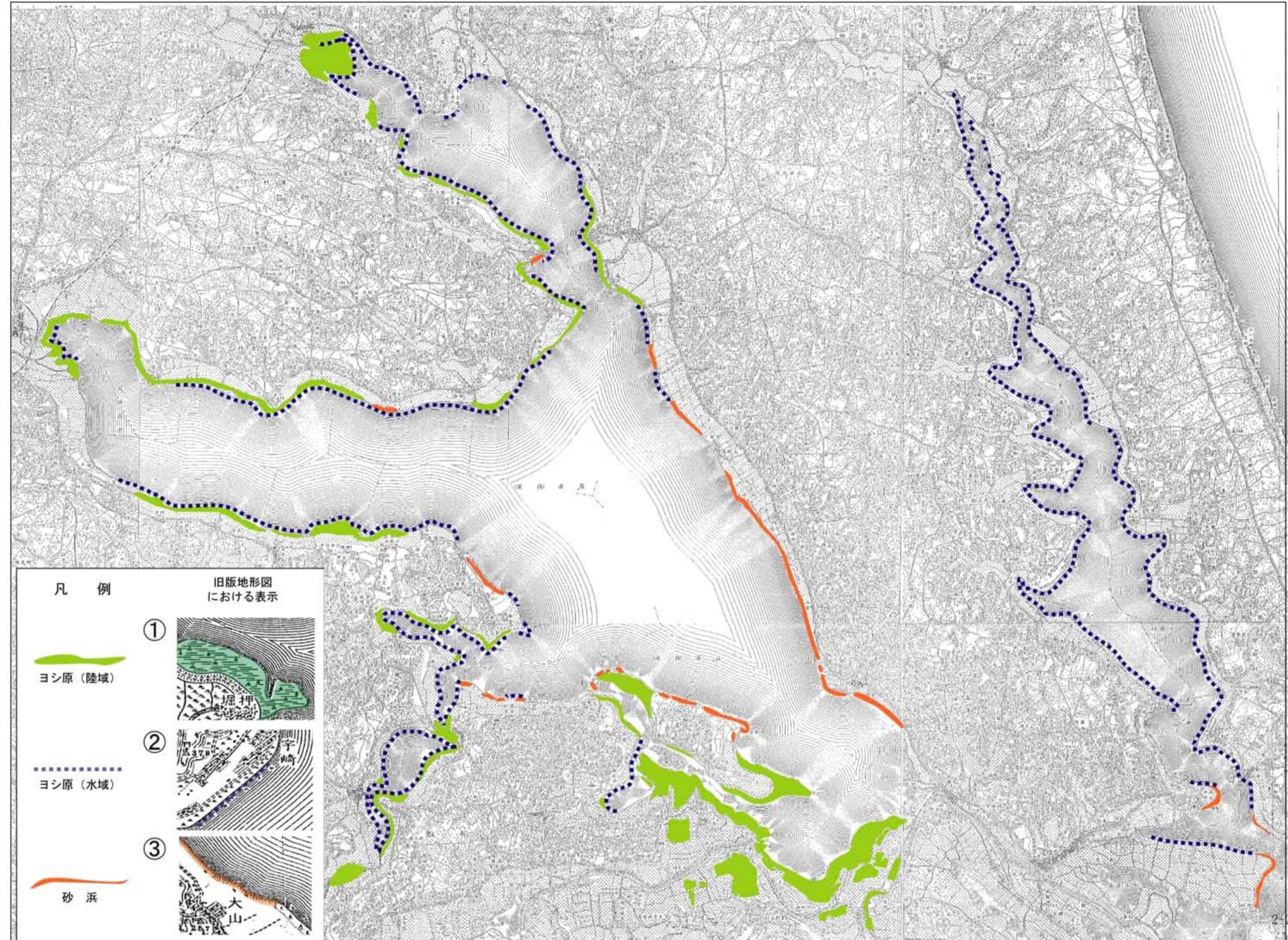
- ・霞ヶ浦は潮汐の影響を受けるため、塩水の週上により湖沿岸の農業に塩害をもたらし昭和30年代に入って顕著となった。特に昭和33年は流域の降雨が少なく異常渇水となり、農作物への被害、魚類の死滅、上水への被害など大規模な塩害となった。

2. 霞ヶ浦の湖岸環境の変遷

1) 湖岸のかつての自然環境

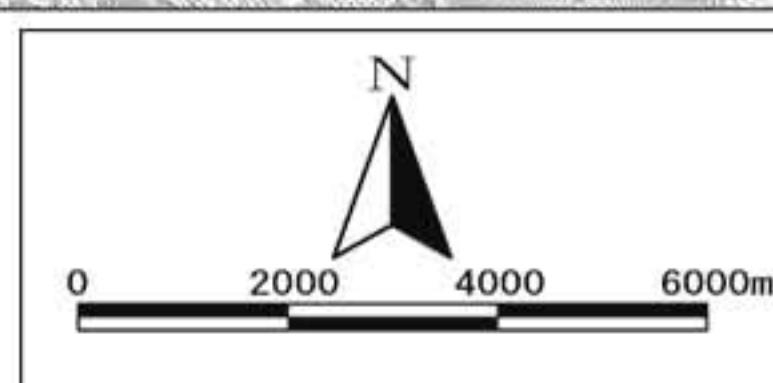
■霞ヶ浦湖岸では、1918年（大正7年）から干拓が始まり、第二次大戦以前から改変が進んで来た。干拓が始まると以前の1903～1906年（明治36年～39年）測量の地形図から湖岸の状況を読み取ると、ヨシ原（陸域）・ヨシ原（水域）、砂浜が認められ、その分布には以下の傾向が見られる。

- ・ヨシ原（陸域）は、西浦では湾状の部分によく発達しているが、左岸中央～下流では見られない。また、北浦では見られない。
- ・ヨシ原（水域）は、西浦では湾状の部分によく発達しているが、右岸と左岸の中央～下流では見られない。一方で、北浦ではほぼ全域で見られる。
- ・砂浜は、ヨシ原のない西浦左岸に連続しているほか、西浦右岸と北浦下流に見られる。

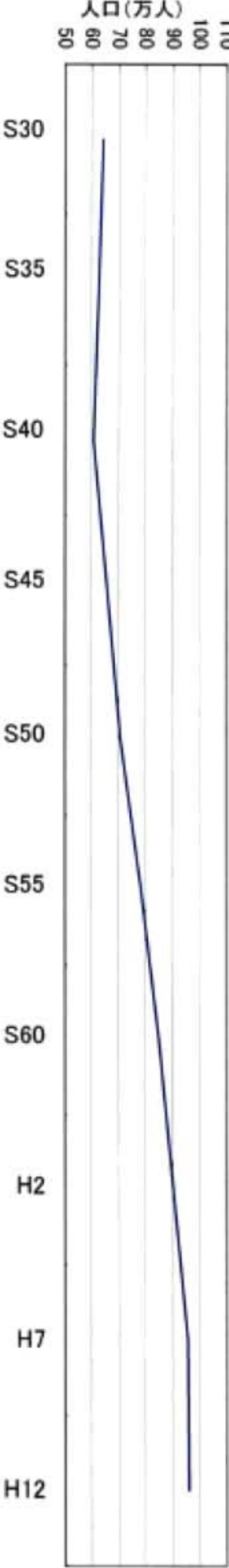
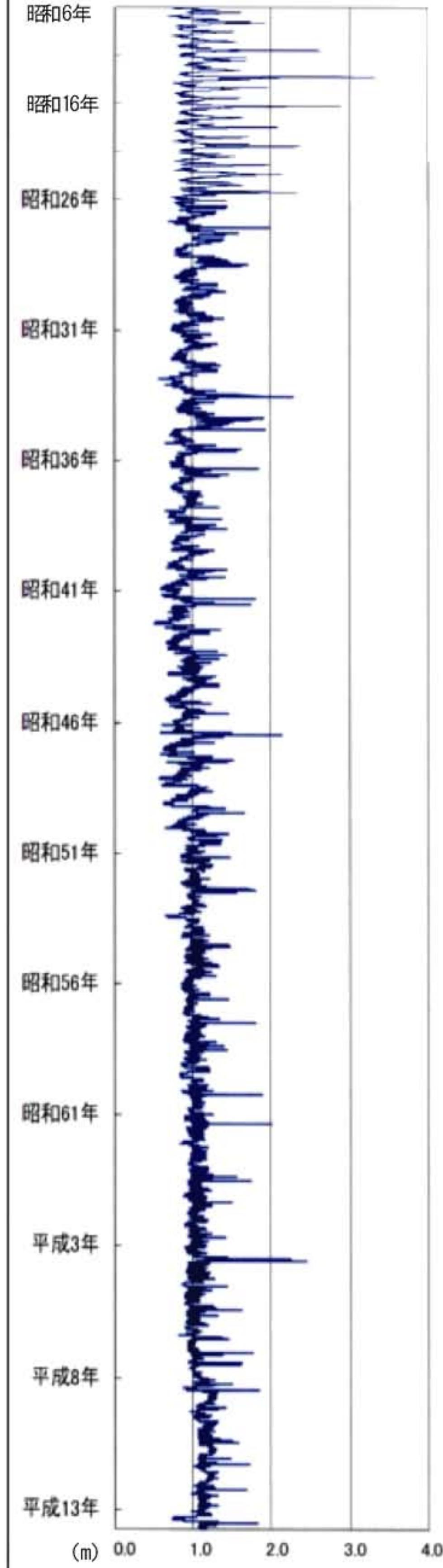
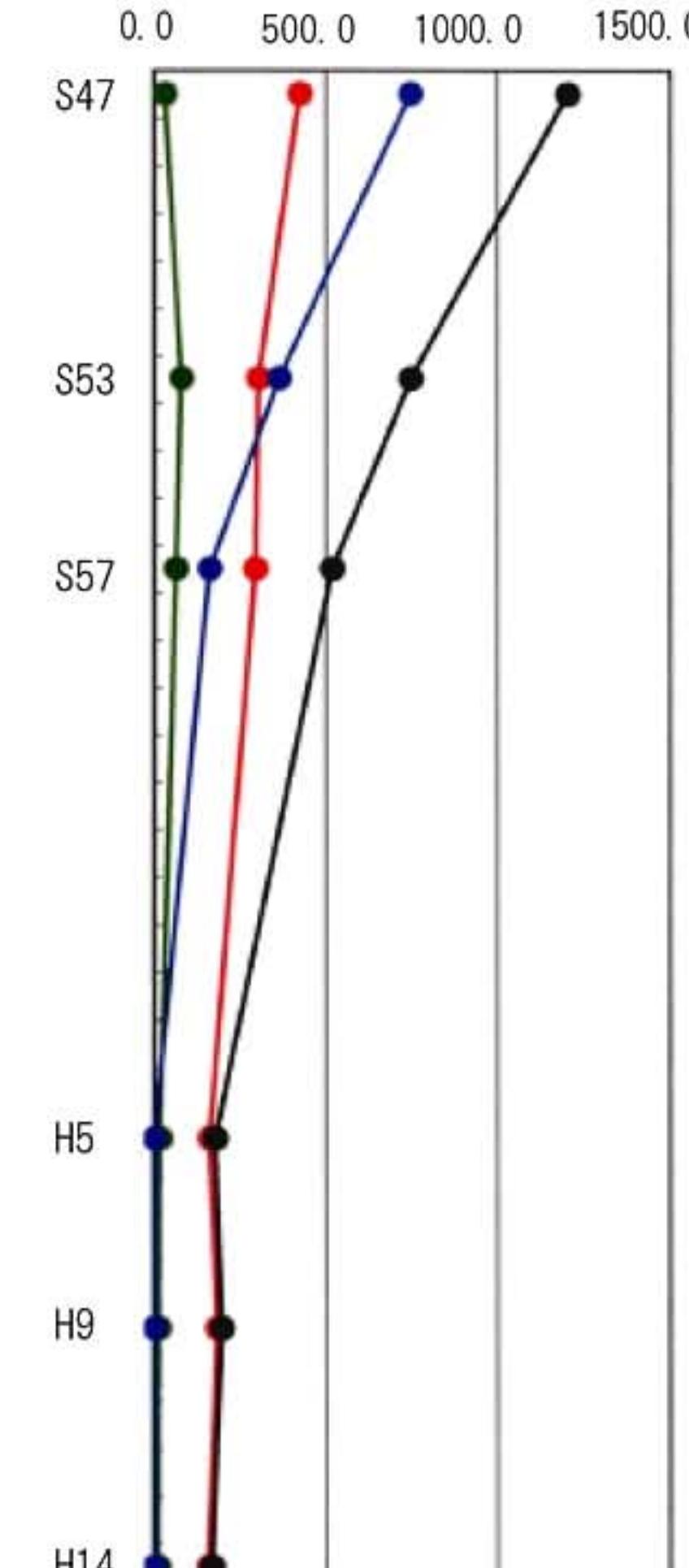
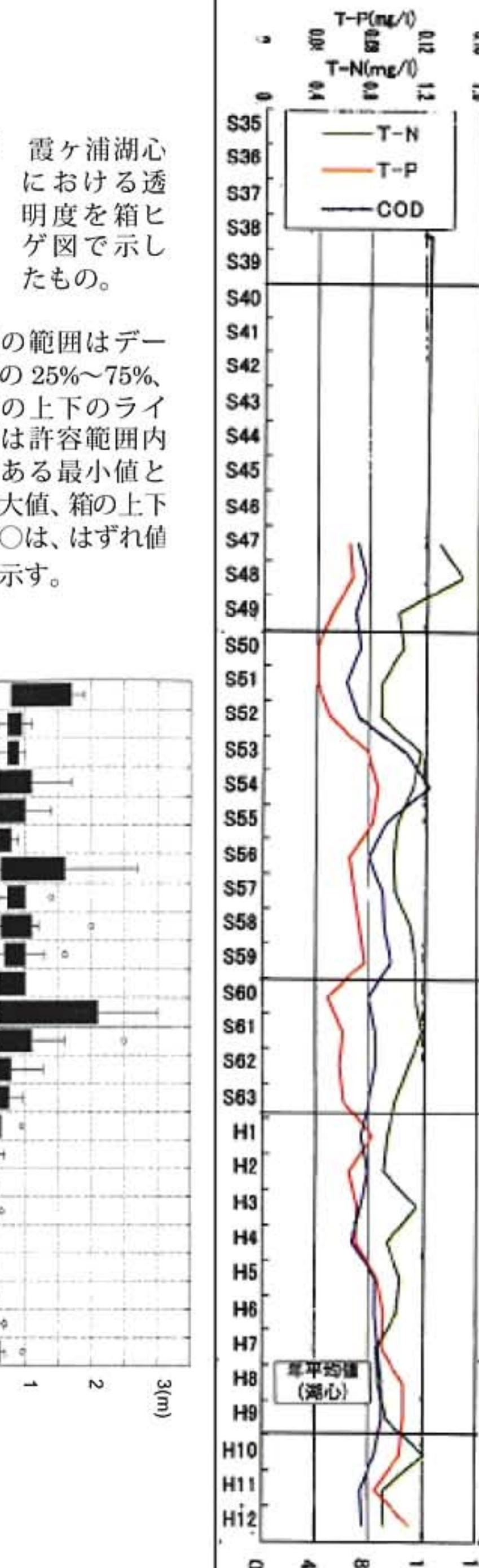


※明治36～39年（1903～1906）測量、旧版地形図（1/5万）に基づき作成

■昔の湖岸植生、砂浜の分布図

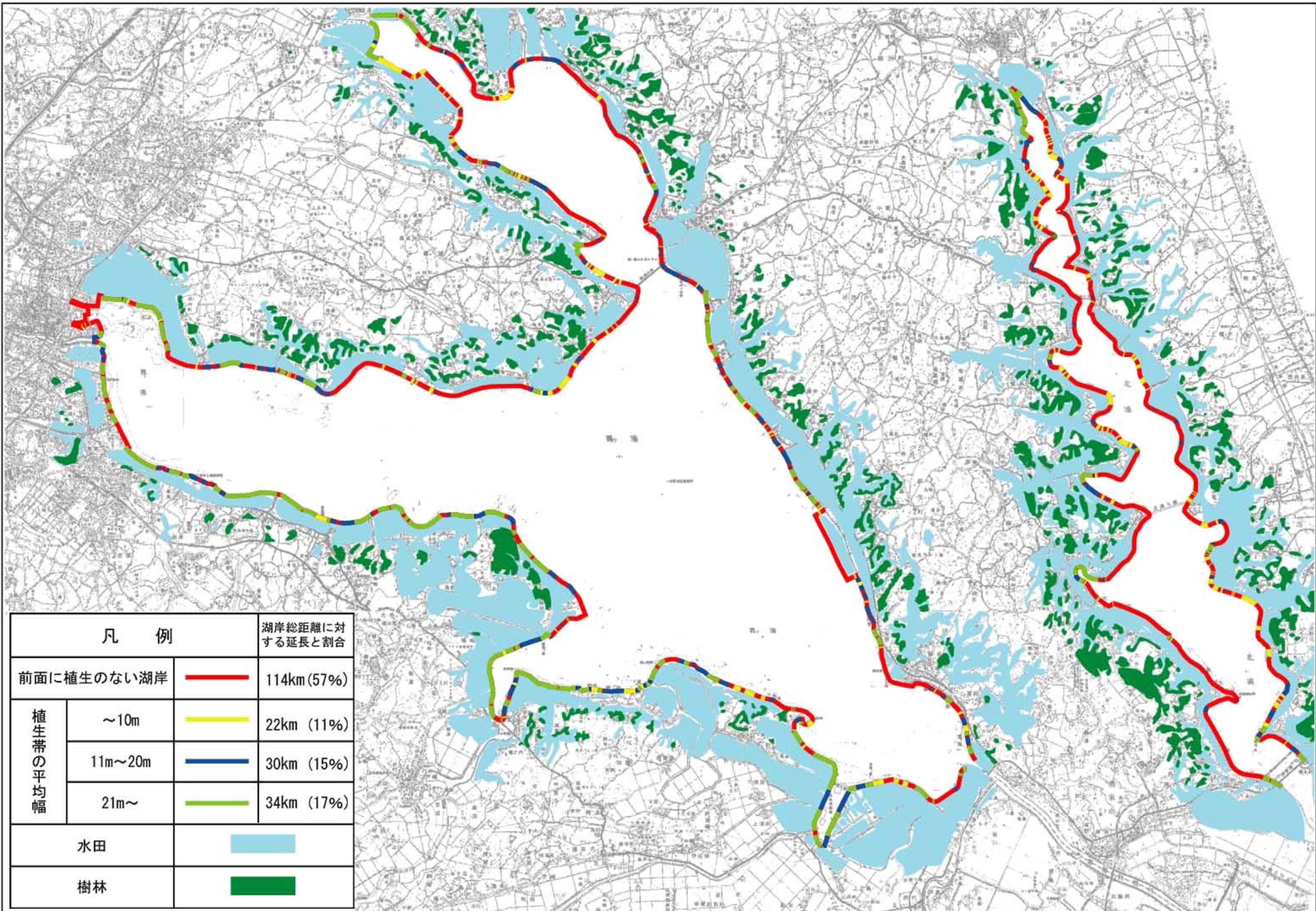


2) 流域の変遷と霞ヶ浦の環境

年	人為的影響情報					植生及び植生成育環境情報			備考
	治水事業等	流域人口変遷	水位	湖岸堤築造	干拓	湖岸植生面積	透明度	水質(T-N, T-P, COD)	
明治 大正 1950 S25	(北利根川の引堤・浚渫以前の期間) 北利根川の引堤・浚渫 1948年(昭和23年)～1956年(昭和31年)		昭和6年 昭和16年 昭和26年 昭和31年 昭和36年 昭和41年 昭和46年 昭和51年 昭和56年 昭和61年 平成3年 平成8年 平成13年	人口(万人) 	水位 	湖岸堤築造 1918(大正7年)～1973(昭和48年)にかけて19地区約2,500haを干拓 湖岸堤築造開始 約1% 約10% 約40% 約40% 約5% 約4% 湖岸堤整備完了	干拓 T7 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 00	出典 S47,S53,S57 ：「霞ヶ浦の水生生物」H16.3 桜井善雄、霞ヶ浦河川事務所編著 H5：「利根川水系(常陸利根川) 植物調査報告書」 (平成5年度河川水辺の国勢調査) H9：「霞ヶ浦植物等調査報告書」 建設省霞ヶ浦工事事務所 (平成9年度河川水辺の国勢調査) H14：「平成14年度霞ヶ浦 植物調査報告書」 建設省霞ヶ浦工事事務所 (平成14年度河川水辺の国勢調査)	
1955 S30	○常陸川水門竣工 1963年(昭和38年)					湖岸植生面積 面積(ha) 	透明度 		
1960 S35	▲霞ヶ浦開発事業開始 1967年(昭和42年)								
1965 S40	○常陸川水門による暫定水位調節開始 1975年(昭和50年)								
1970 S45								・水質汚濁防止法施行(1971)	
1975 S50									
1980 S55									
1985 S60									
1990 H2									
1995 H7	▼霞ヶ浦開発事業完了 1995年(平成7年)	H7	H2 H7 H12					・第1期霞ヶ浦水質保全計画(1986～1990)	
2000 H12								・第2期霞ヶ浦水質保全計画(1991～1995)	
								・第3期霞ヶ浦水質保全計画(1996～2000)	
								・第4期霞ヶ浦水質保全計画(2001～2005)	

3) 湖岸の現状

現在、湖岸延長の約57%に及ぶ約114kmの前面に植生等の無い湖岸が見られる。



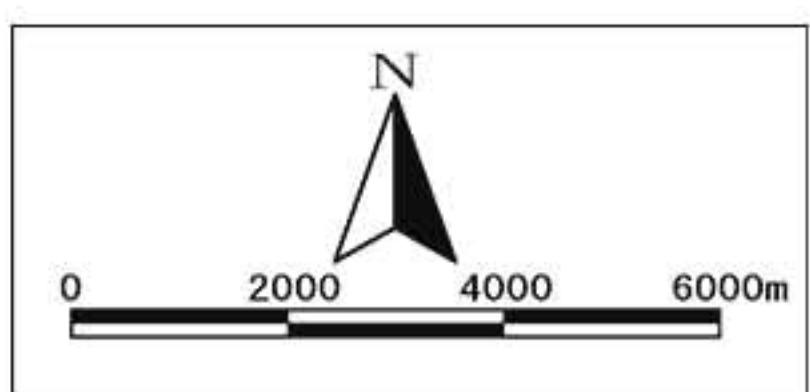
※「水田」「樹林地」の分布は、国土地理院地形図(1/50,000)の地図記号に基づき作成した。

※ 植生帯の平均幅については、平成14年植生調査(平成14年度霞ヶ浦植物調査報告書)により作成した。

地形図出典：国土地理院地形図 1/50,000

- ・玉造：平成11年修正
- ・佐原：平成9年修正
- ・潮来：平成13年修正
- ・土浦：平成14年修正
- ・鉾田：平成8年修正

■堤内地の土地利用と前面に植生のない湖岸の分布



3. 田村・沖宿戸崎地区における自然再生

1) 西浦湾奥部のかつての湖岸環境

西浦湾奥部の湖岸の特徴は、以下のように示される。こうした湖岸の特徴は、干拓等によって変化が加えられた部分もあるが、昭和40年代頃まで見られていた。

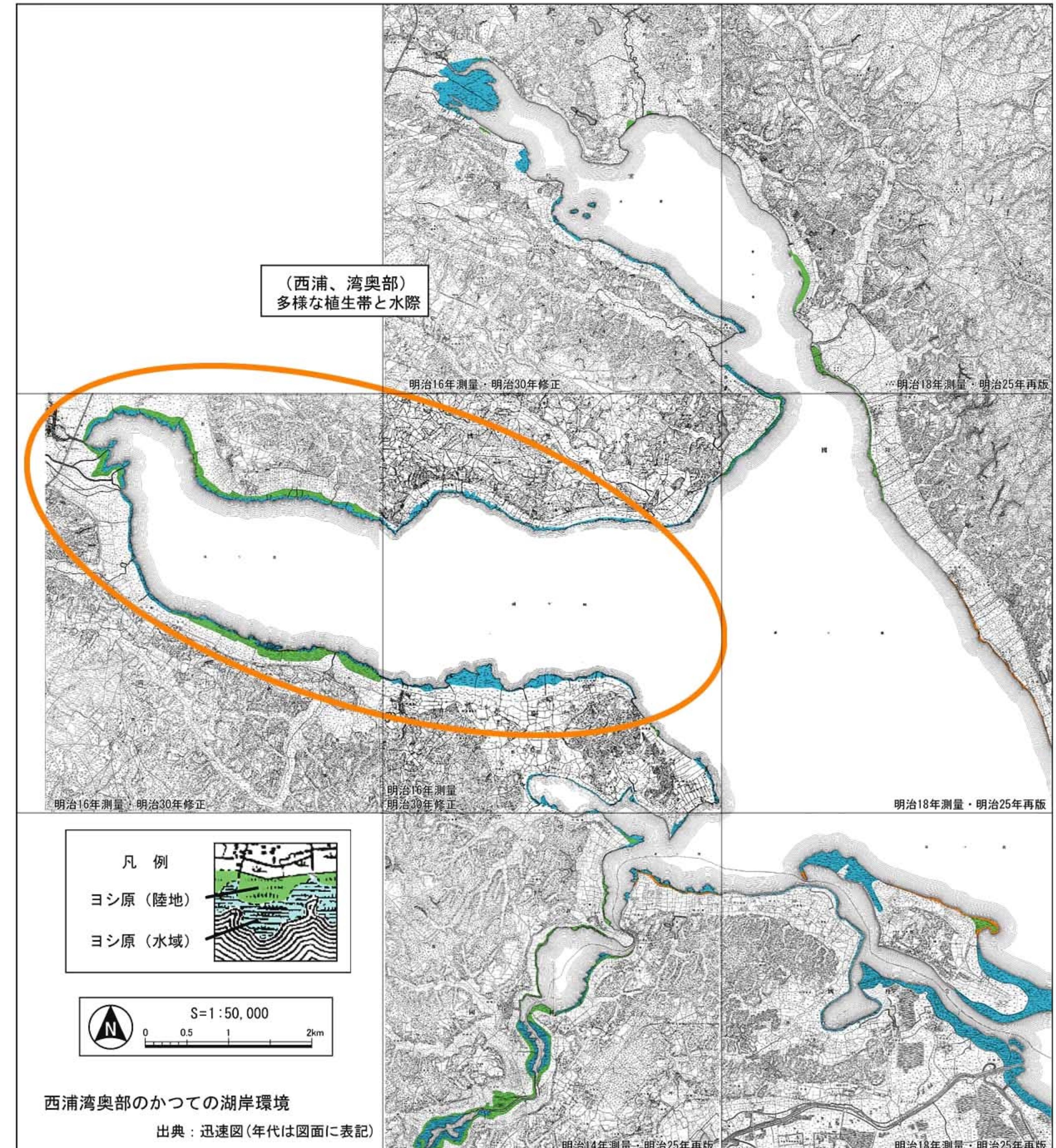
多様な植生帯と水際線

- ・波の影響が比較的少ない。
- ・湖岸には湿地、沈水・浮葉・抽水植物が繁茂する幅の広い沿岸帶（植生帯）が連続する。また砂浜も部分的に分布するなど多様な水辺環境が見られる。
- ・水際線は岬と沿岸帶（植生帯）によって凹凸のある複雑な線を描いている。
- ・湖岸の背後地には水田、台地が連続している。

霞ヶ浦（西浦）における水生植物群落の面積

年	面積(ha)			
	抽水植物	浮葉植物	沈水植物	合計
1972	423.0	31.7	747.80	1,202.5
1978	302.4	80.5	364.06	746.9
1982	293.4	64.1	162.16	519.6
1993	159.9	17.1	0.00	177.0
1997	183.4	13.5	0.01	196.9
2002	159.1	8.1	0.07	167.3

出典:
 1972・78・82 「霞ヶ浦の水生植物」 桜井善雄、霞ヶ浦河川事務所編著、平成16年3月の単位をhaに変更
 1993「利根川水系(常陸利根川)植物調査報告書」(平成5年度河川水辺の国勢調査)
 1997「霞ヶ浦植物等調査報告書」建設省霞ヶ浦工事事務所(平成9年度河川水辺の国勢調査)
 2002「平成14年度霞ヶ浦植物調査報告書」建設省霞ヶ浦工事事務所(平成14年度河川水辺の国勢調査)

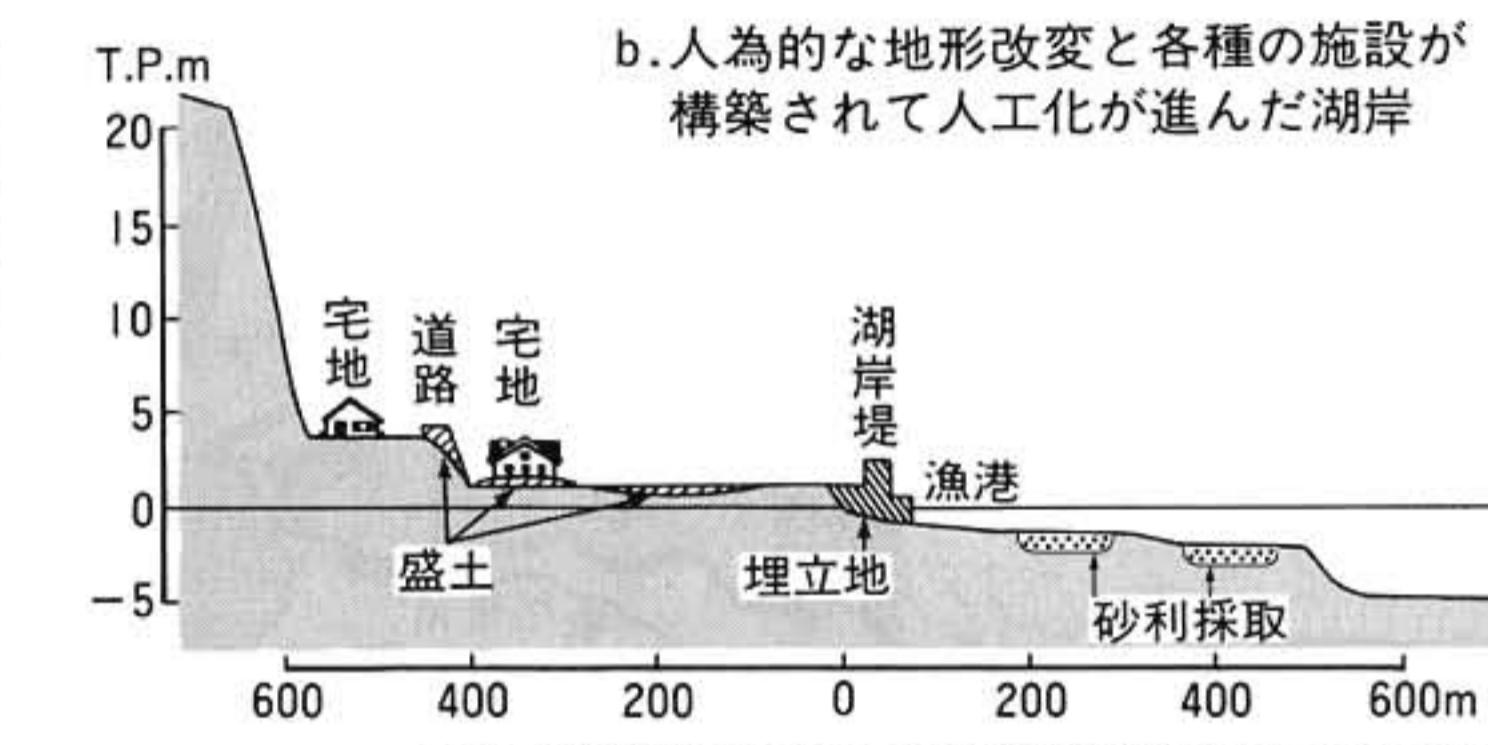
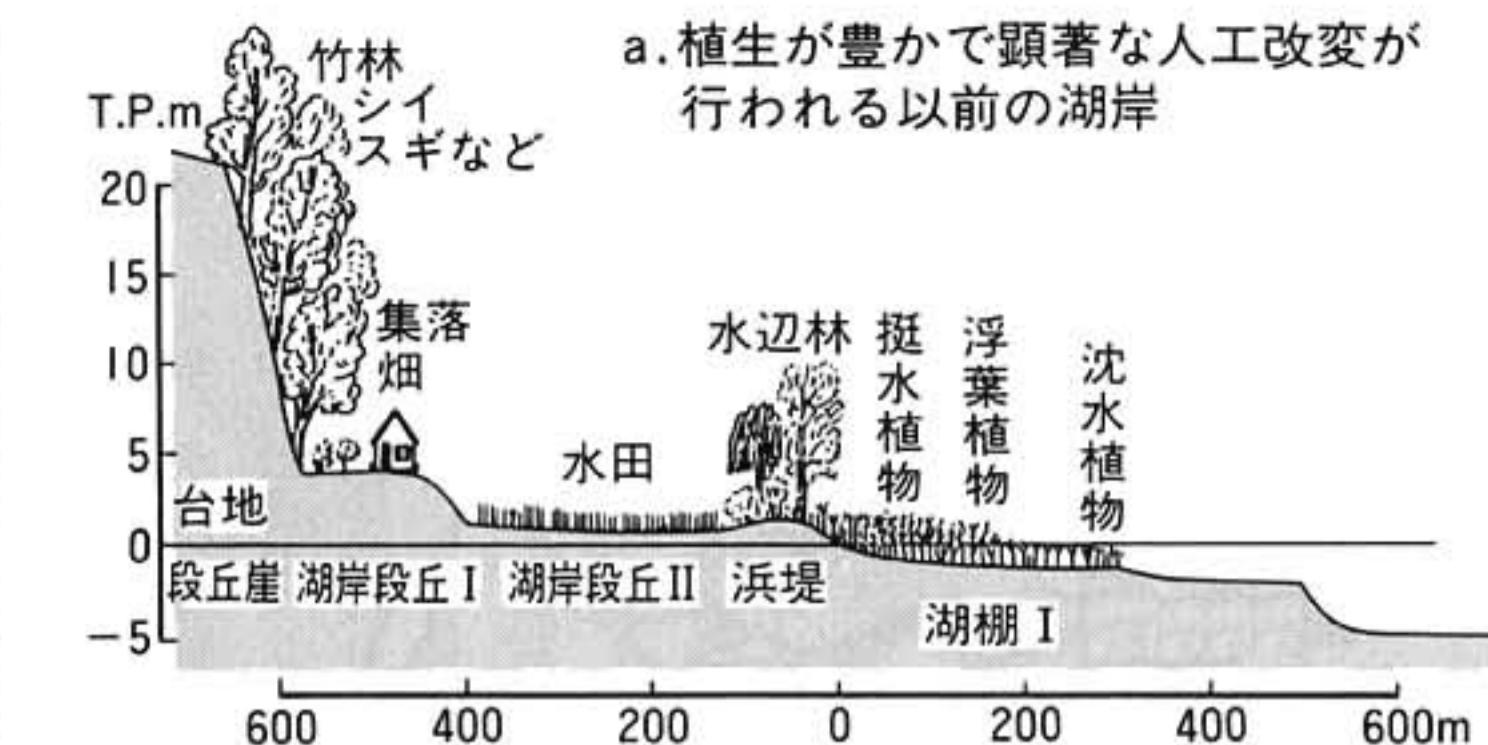


2) 田村・沖宿戸崎地区における湖岸環境の変遷

○田村・沖宿戸崎地区は湾奥の中岸に位置し、湖岸には湿地、幅のある植生帯、複雑な水際線が分布し、西浦湾奥部を代表する多様性に優れた自然環境がかつてみられた。

また、湖岸～台地にかけては、植生帯（ヨシ原）、水田、エンマ、斜面樹林などが連続し、霞ヶ浦の代表的な環境ユニットを顕著にみることができる地区でもある。

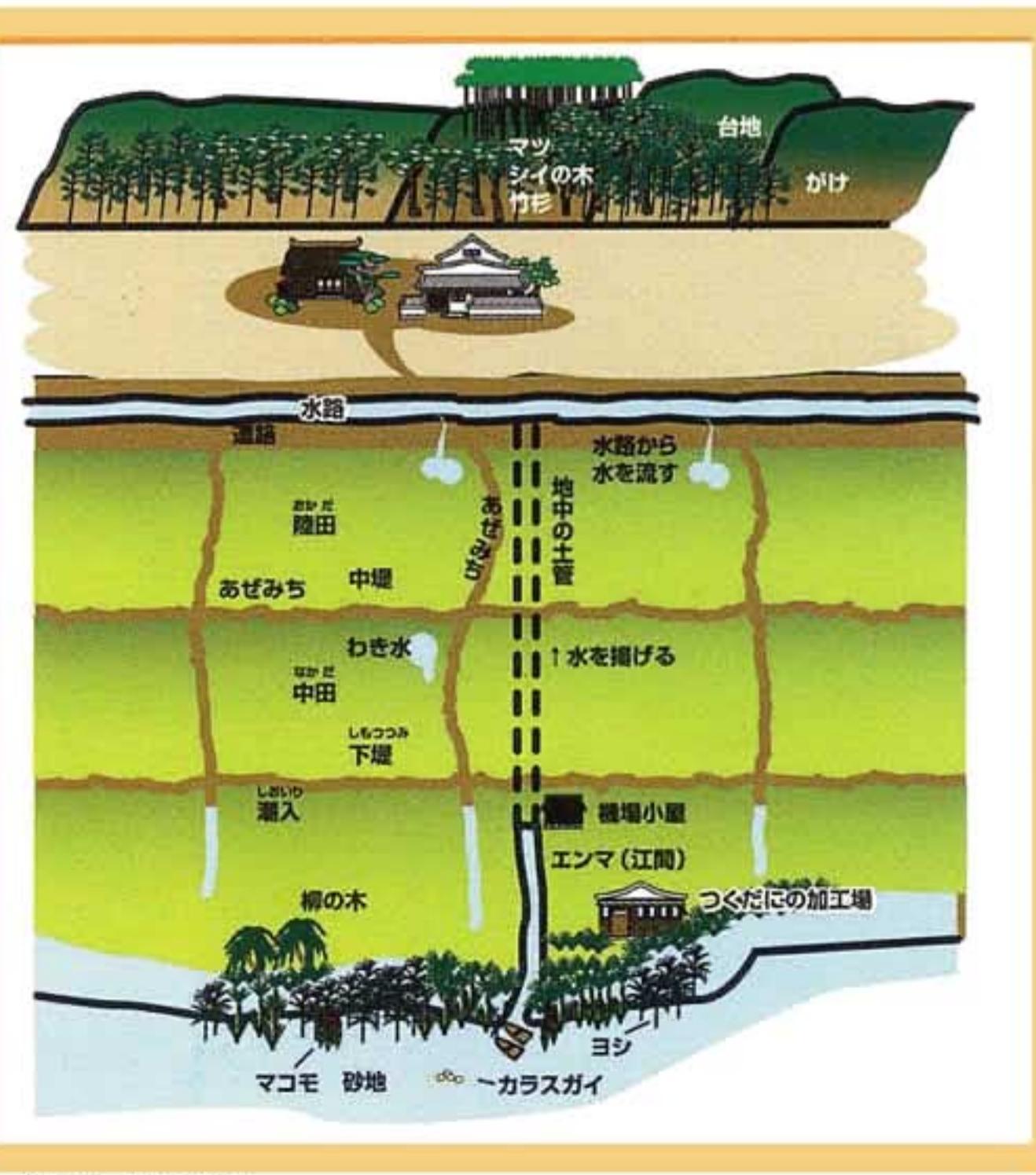
○現在は、干拓や築堤、水質悪化等により植生帯（ヨシ原）の後退が進み、緩やかな勾配をもつ、連続した植生帯が損なわれた地区である。



出典：「湖の環境学」平井幸弘著P18図3を対象地区に合わせ修正

霞ヶ浦における湖岸地帯の景観変化

かつての田村・沖宿戸崎地区（明治14年測量(1881年)・明治30年修正(1897年)迅速図)
湖岸には植生帯が連続。

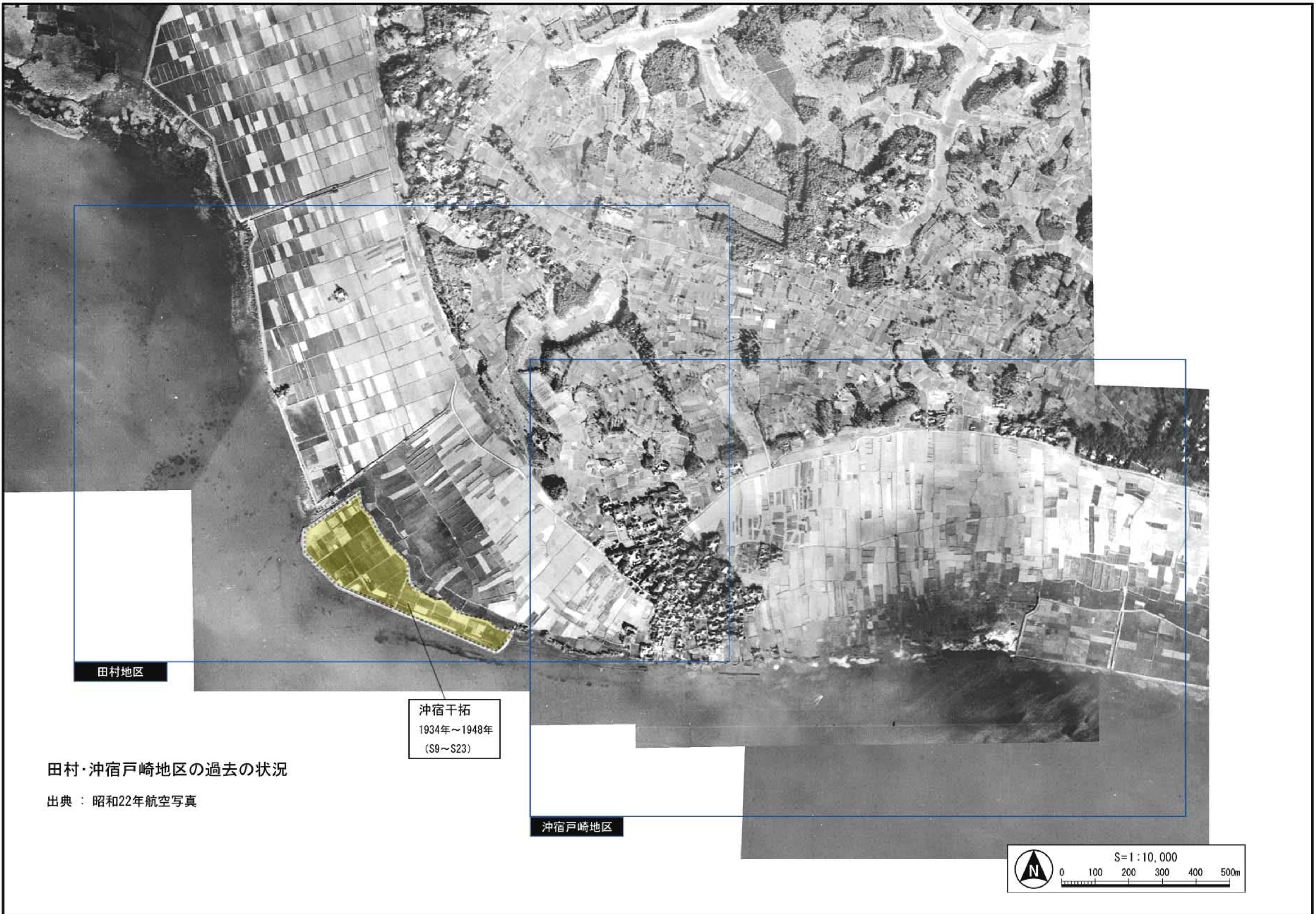


湖岸風景（昭和31年霞ヶ浦町）



浅瀬でのしじみとり（昭和30年霞ヶ浦町）

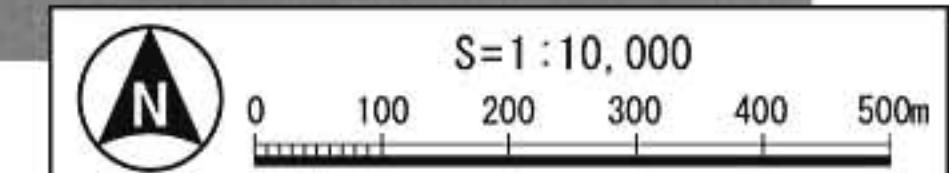
出典：「土浦・石岡・つくばの100年」：赤根益男他編

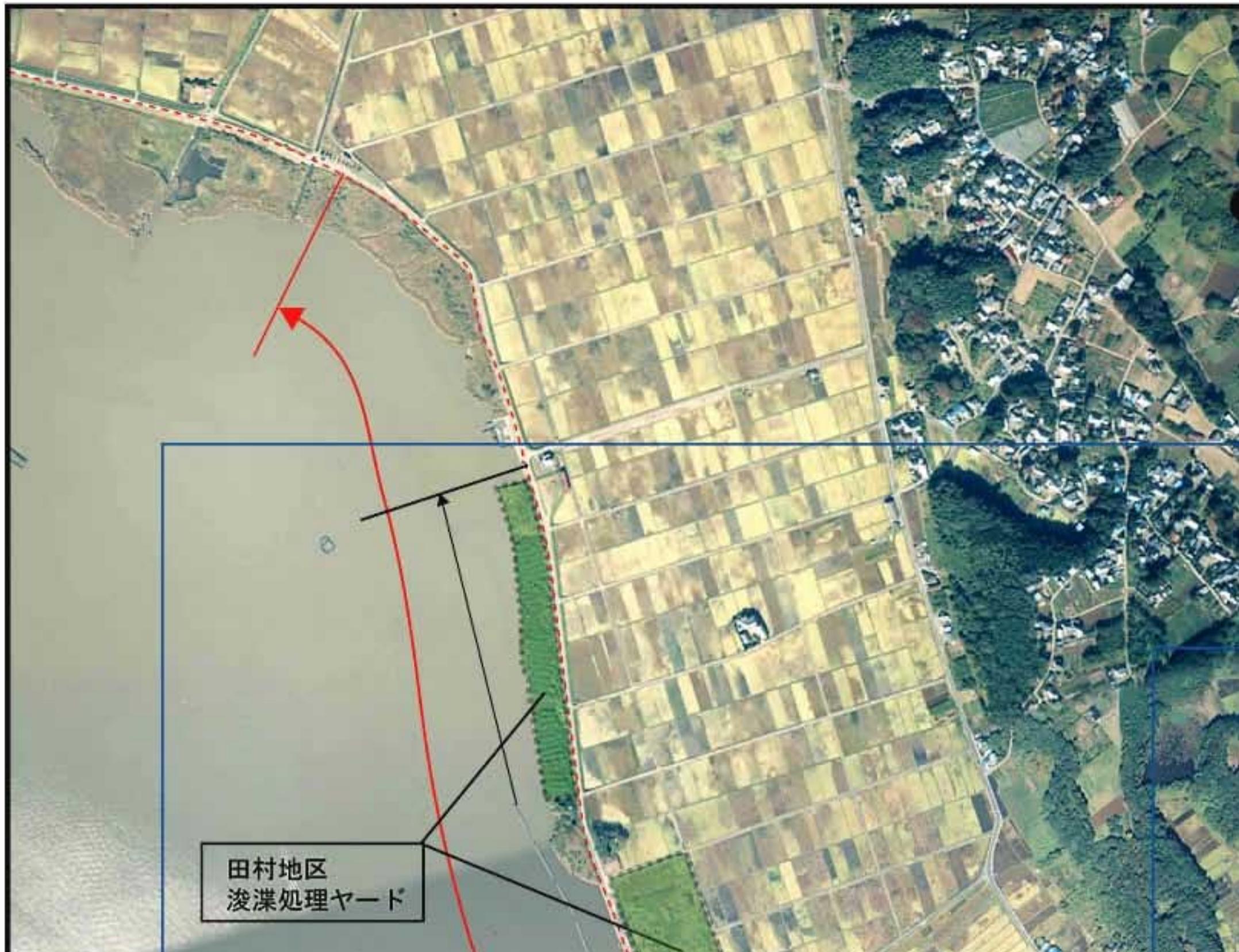


田村・沖宿戸崎地区の過去の状況

出典：昭和22年航空写真

沖宿戸崎地区

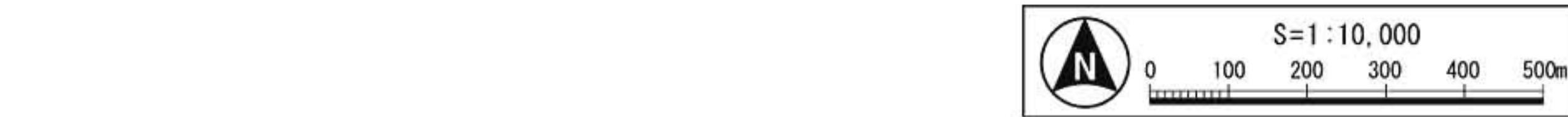


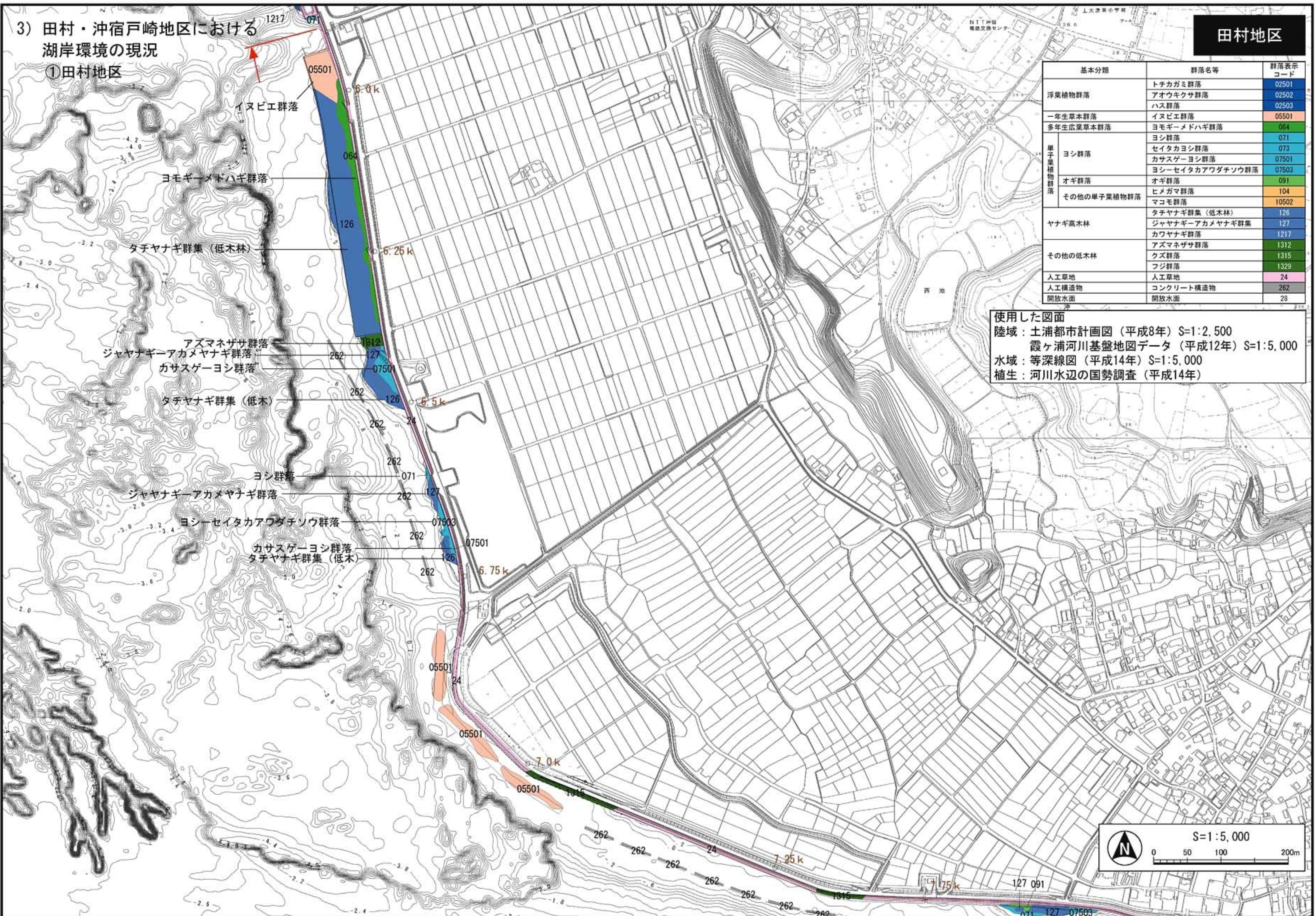


湖岸の植生帯と築堤の現況

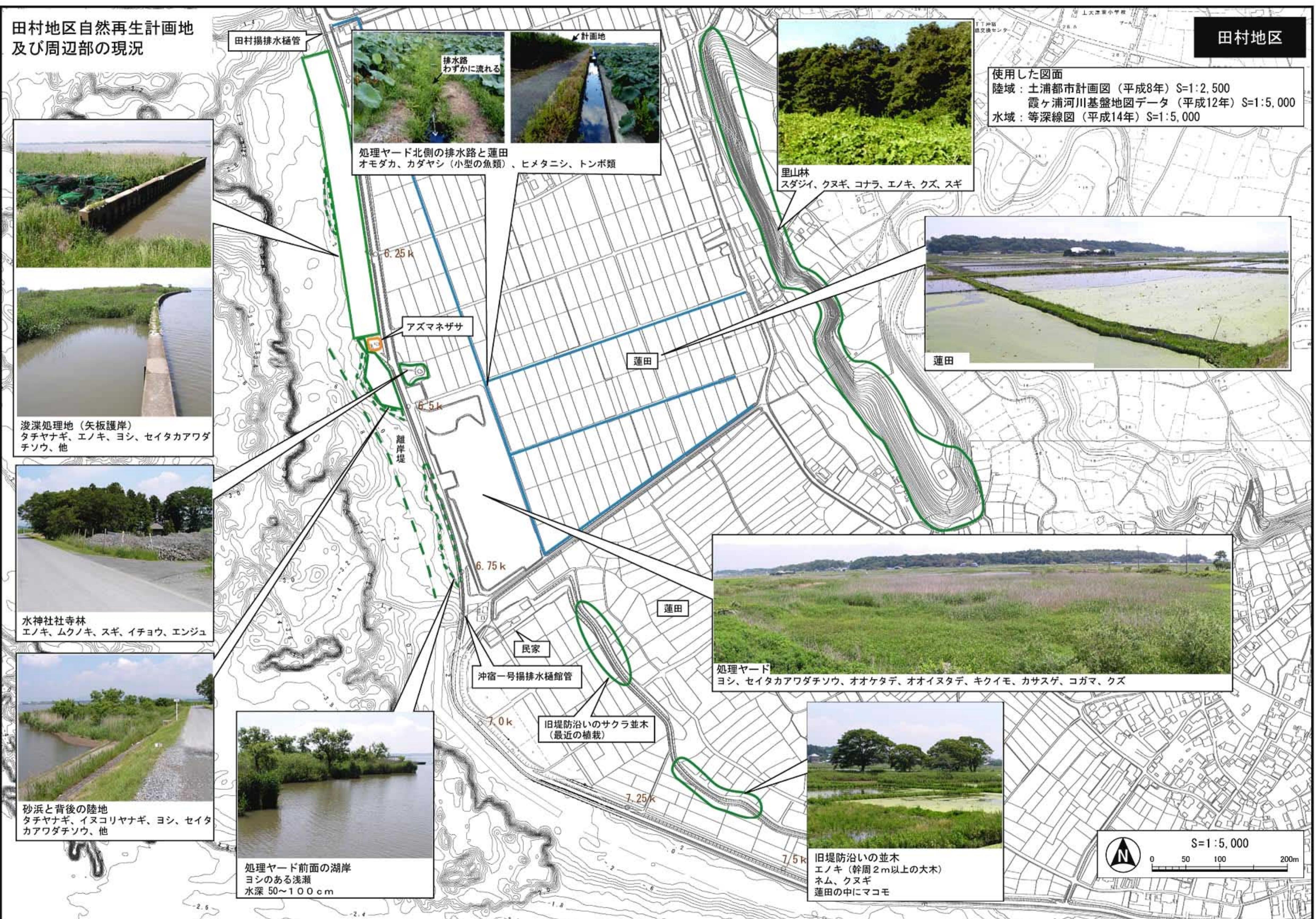
出典：平成15年航空写真

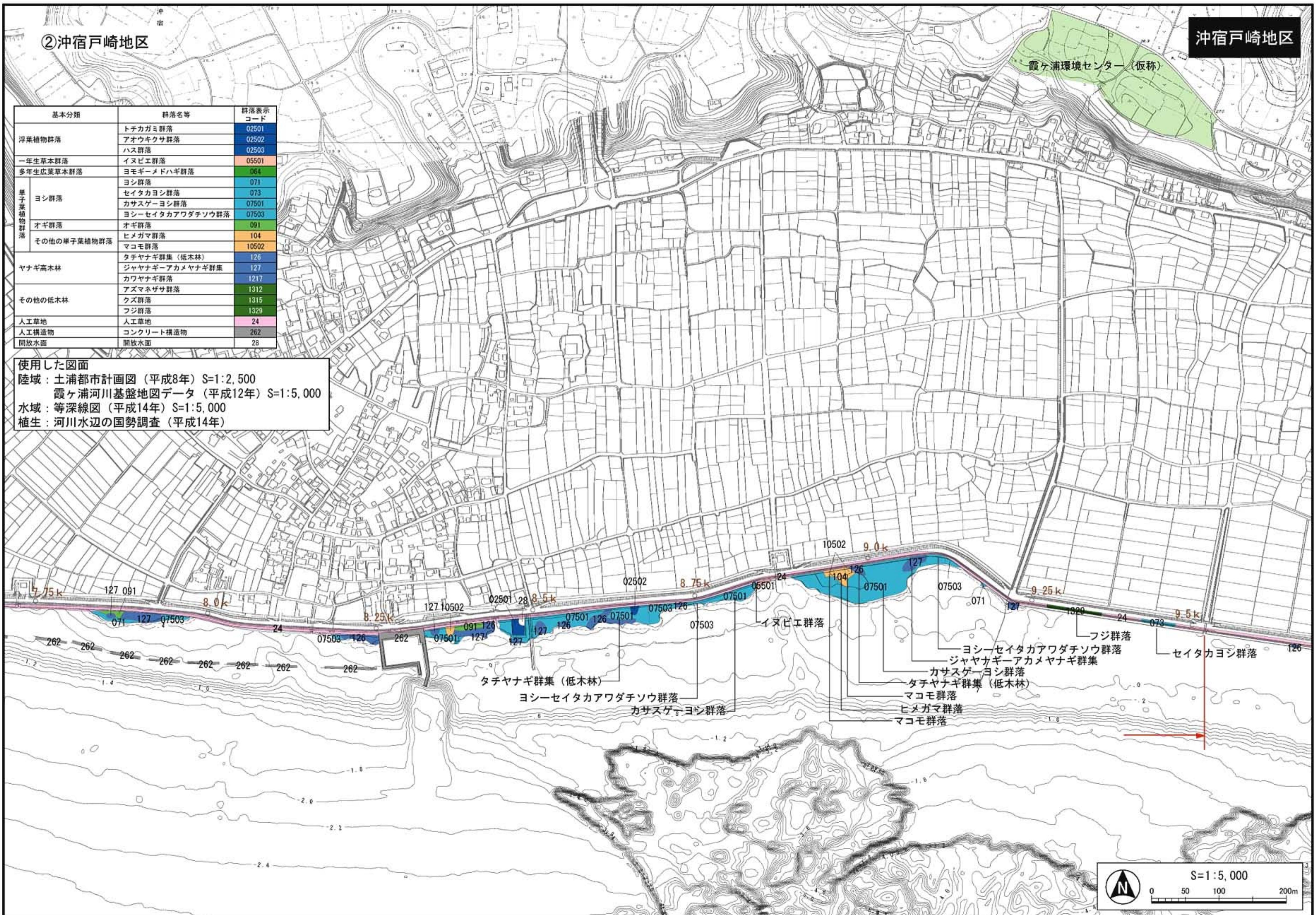
凡例
----- 現在の築堤位置





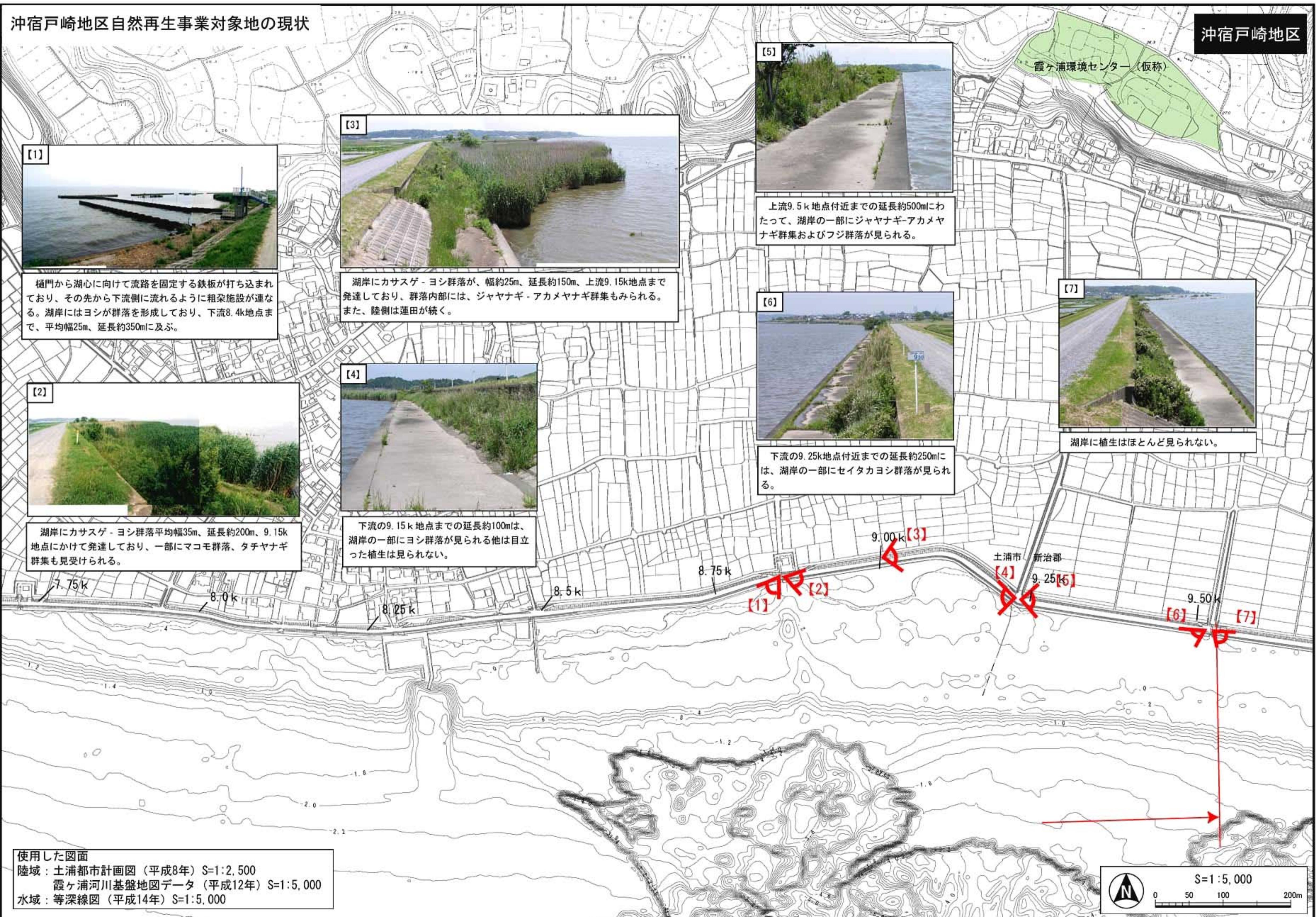
田村地区自然再生計画地 及び周辺部の現況





沖宿戸崎地区自然再生事業対象地の現状

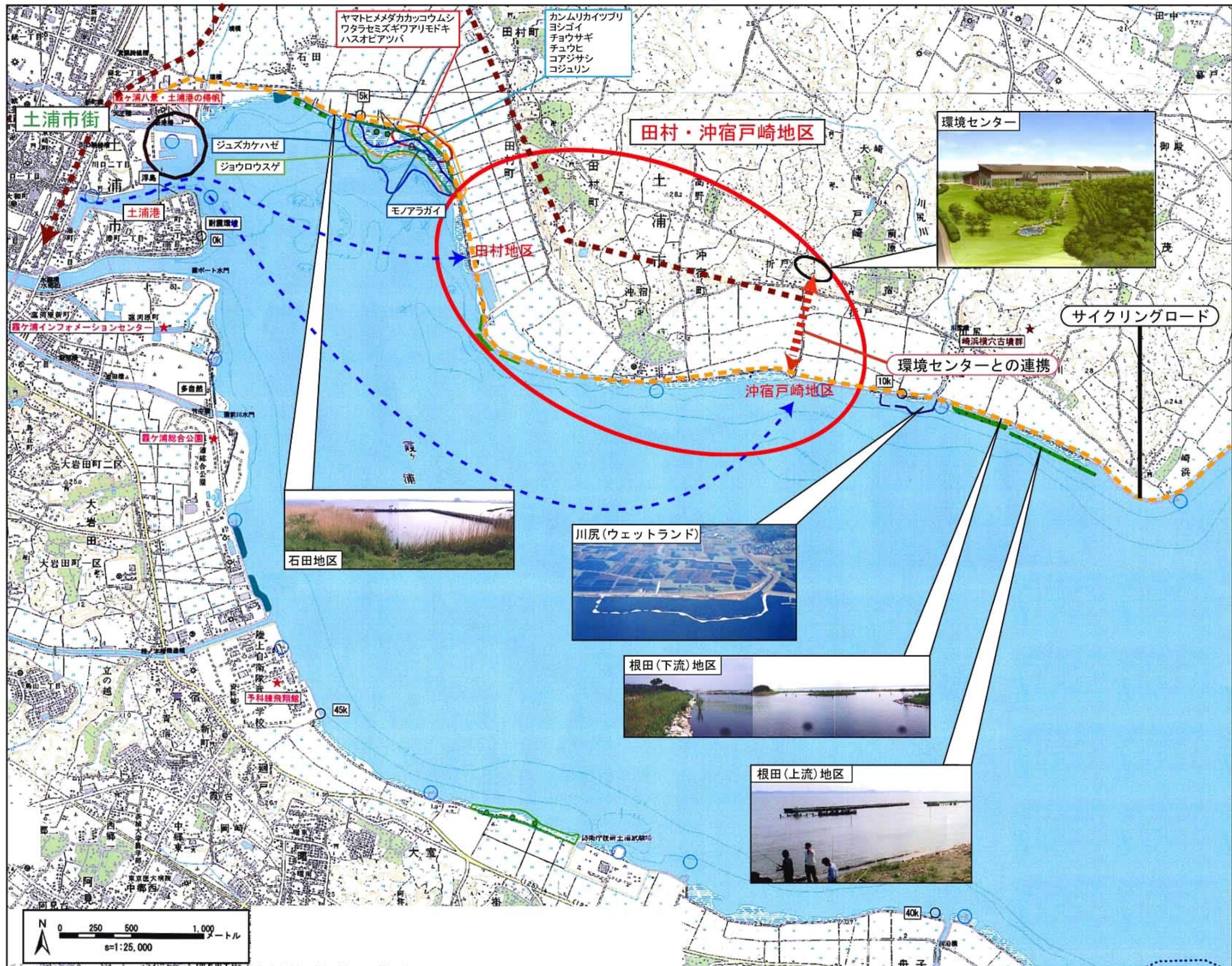
沖宿戸崎地区



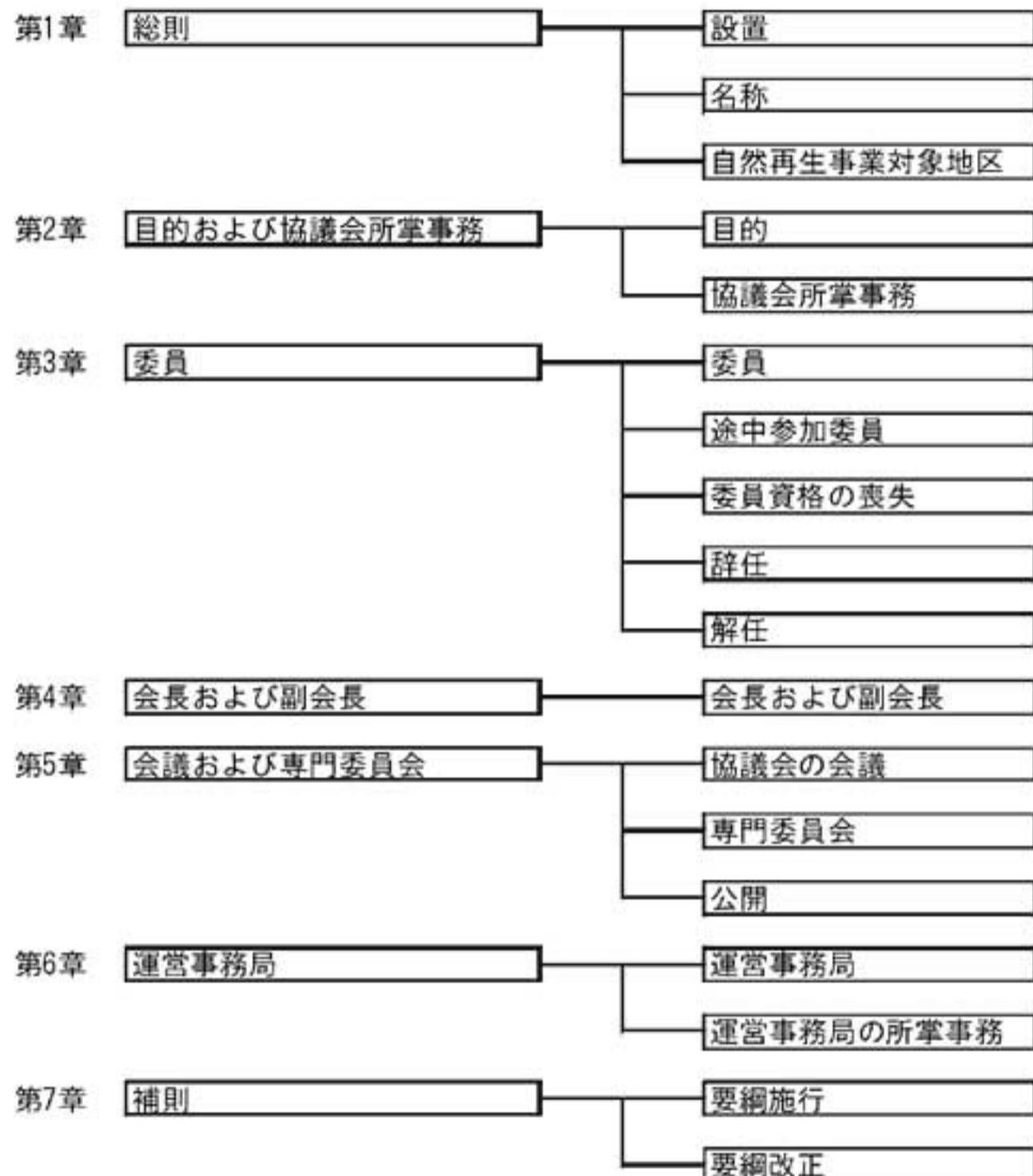
4) 田村・沖宿戸崎地区の立地環境

○連続した大規模な自然再生を期待することができる場所である。

○土浦市街からのアクセス性に優れ多様な参加や、環境学習などでの活用が期待される場所である。



「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（仮称）」設置要綱（案）



霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（仮称）設置要綱

第1章 総則

（設置）

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

（名称）

第2条 この自然再生協議会は、霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

（自然再生事業対象地区）

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、利根川水系霞ヶ浦西浦中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管の間（西浦中岸概ね6.0km～9.5km）とする。

2 自然再生事業対象地区的名称を田村・沖宿戸崎自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

（目的）

第4条 田村・沖宿戸崎自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想の作成・実施計画の案の協議、実施ならびに維持管理等について、必要となる連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会所掌事務）

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 霞ヶ浦における田村・沖宿戸崎自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 霞ヶ浦における田村・沖宿戸崎自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 霞ヶ浦における田村・沖宿戸崎自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 霞ヶ浦における田村・沖宿戸崎自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 茨城県内の在住者・在勤者および茨城県内の団体若しくは法人の代表者
- (2) 自然再生対象地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 茨城県、土浦市、霞ヶ浦町の職員
- (4) 国土交通省、独立行政法人水資源機構の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成18年3月31日までとする。

3 第1項第1号に掲げる委員は公募により選出する。任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 途中参加委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。

- 2 解任されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長の命又は会長に事故等があった場合は会長の職務を代理する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。

- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、霞ヶ浦河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。

- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、霞ヶ浦河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、霞ヶ浦河川事務所ホームページでの公開を行う。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所に置く。
- 3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加することが出来る。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第12条に規定する協議会の会議の議事について協議する。
- (2) 第12条に規定する協議会の会議の進行について協議する。
- (3) 協議会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
- (4) 第14条で規定する霞ヶ浦河川事務所ホームページでの公開を行う。
- (5) 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する。

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第18条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

- 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
 - (1) 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会(仮称)」名簿(案)

H16.8.2

	氏名	所属	所在地
学識経験者	前田 修	富士常葉大学教授	
	平井 幸弘	専修大学教授	
	川前 政幸	茨城県内水面水産試験場長	
	須田 直之	茨城県高等学校教育研究会生物部顧問	
地方公共団体委員	海野 富夫	茨城県 企画部水・土地計画課長	
	笠尾 卓朗	茨城県 企画部地域計画課長	
	井上 操	茨城県 生活環境部環境政策課長	
	幾浦 久	茨城県 生活環境部霞ヶ浦対策課長	
	草野 和之	茨城県 農林水産部漁政課長	
	渡辺 一夫	茨城県 農林水産部水産振興課長	
	庄司 昭也	茨城県 農林水産部農地局農村計画課長	
	岸 倫男	茨城県 農林水産部農地局農村環境課長	
	住谷 駿夫	茨城県 土木部河川課長	
	久保庭 照雄	土浦市 企画調整課長	
	折本 茂	土浦市 環境保全課長	
	初鳥 忠則	霞ヶ浦町 環境防災課長	
公募委員			
関係行政機関	唐澤 仁士	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所長	
	横田 雅良	独立行政法人水資源機構 霞ヶ浦開発総合管理所長	

「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（仮称）」委員募集について（案）

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
茨城県、独立行政法人水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所

1 趣旨

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられましたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれています。

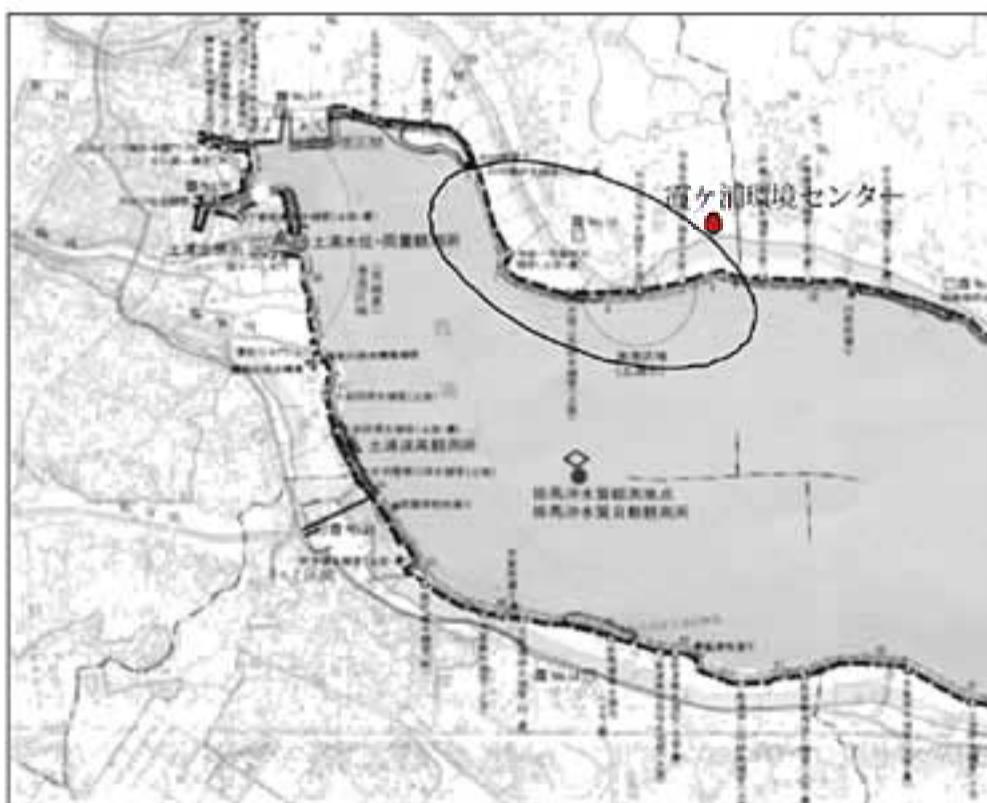
このため、霞ヶ浦湾奥部 田村・沖宿戸崎地区において、湖岸におけるかつての多様な自然環境を再生すると共に、平成 17 年度オープン予定の茨城県の霞ヶ浦環境センター（仮称）と連携した環境学習の場等として活用することを目的とし、平成 15 年 1 月 1 日に施行された自然再生推進法の趣旨に基づき、湖岸環境の再生を図ることと致しました。

自然再生事業の推進にあたっては、全体構想の作成から、事業の実施、維持管理に至るまで、地域住民、NPO 等自然再生事業に関する活動に参加しようとする者、及び関係機関等との協議・連絡調整など幅広い意見交換や協働による連携が必要です。

このことから、この度、法の趣旨に基づき当該地区の自然再生事業について協議する「（仮称）霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」を設立することと致しました。

この協議会では、当該地区の自然再生事業の全体構想を策定するとともに、具体的な事業の計画についても参加者による意見交換を行います。

本自然再生事業の計画段階から事業実施及び維持管理段階に至るまで、主体的かつ継続的に参加していただける方を、協議会の委員として広く募集します。



対象箇所位置図

2 募集期間

平成16年8月上旬～9月上旬

3 募集人員

30名程度。

「地域での活動歴」など応募用紙への記入事項を参考に、抽選等により学識者及び行政等で組織する「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会設立準備会」において委員の選出を行います。

ただし、応募者数が募集人員を超えた場合は、対象地区近隣にお住まいの方を優先とさせていただきます。

4 応募資格

趣旨に賛同していただき、計画段階から事業実施段階及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に主体的かつ継続的に参加していただける個人または団体・法人。

応募は個人若しくは団体・法人のどちらか一方でお願いします。

【個人】 平成16年4月1日現在で満18歳以上の、茨城県内の在住者または在勤者。

【団体・法人】 茨城県内で活動する市民団体、NPO法人、その他の法人。1団体・法人につき1名（代表者のみ）の委員登録となります、協議会では委員登録者の代理出席（当該団体・法人に所属する者に限る。）を可とします。

5 応募方法

住所、氏名（団体・法人名）、年齢、連絡先、応募の動機など応募用紙のすべての欄に記入し、封書またはFAXで応募してください。

応募用紙は霞ヶ浦河川事務所、茨城県霞ヶ浦対策課、水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所、土浦市役所、ならびに霞ヶ浦町役場で入手することができます。

なお、霞ヶ浦河川事務所ホームページでも入手することができます。

6 応募先

運営事務局：国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課

【所在地】 〒311-2424 茨城県潮来市潮来 3510

【TEL】 0299-63-2415 【FAX】 0299-63-2495

7 協議会について

協議会は公募による委員の他、学識経験者、地方公共団体及び霞ヶ浦河川事務所の職員等で組織し、原則として、土曜日・日曜日・休日に開催します。

なお、協議会の参加にあたって必要となる交通費等は、応募された方々の負担とさせていただきます。

運営事務局：国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 行

【TEL】 0299-63-2415 【FAX】 0299-63-2495

「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会（仮称）」委員
応募用紙

1. 団体名、法人名	2. 所在地

※上記は個人の方は記入の必要がございません。

3. ご氏名（団体、法人の場合は代表者名及び役職を記入）	4. 性別	5. 年齢	6. 電話番号
	男・女	歳	
7. 住所	8. 電子メールアドレス（お持ちの方）		

9. 応募の動機、田村・沖宿戸崎地区の自然再生に向けて取組みたい内容と、それに対し自ら何ができるか。 応募の動機：
田村・沖宿戸崎地区の自然再生に向けて取り組みたい内容：
取り組みたい内容に対し自ら何ができるか：

10. 地域で自然環境に関する活動歴がある場合は、その内容。

応募締切り 平成16年9月上旬

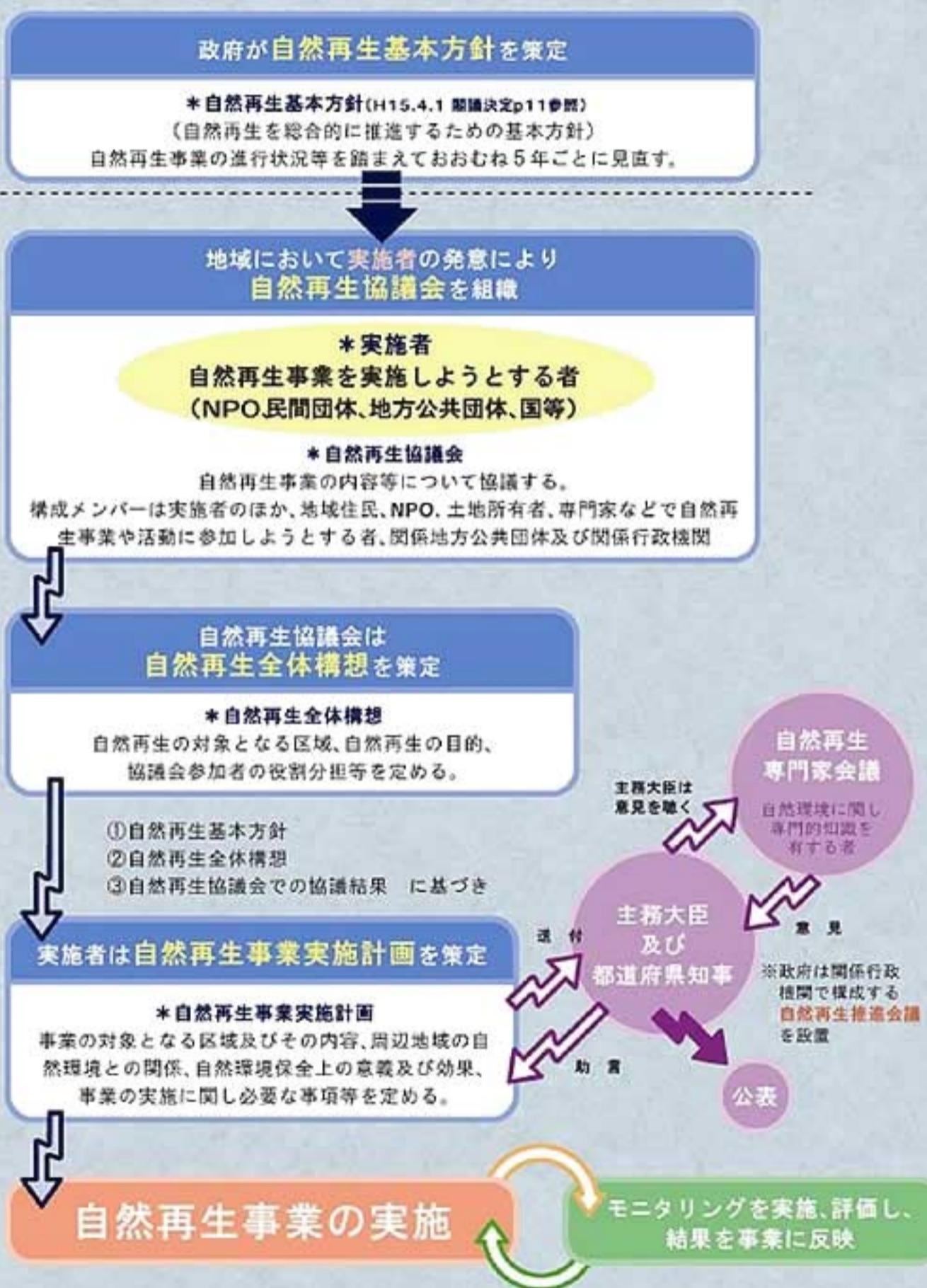
(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会設立準備会

○ メンバー構成

- 【学識者】 前田 修（富士常葉大学教授）
平井幸弘（専修大学教授）
川前政幸（茨城県内水面水産試験場長）
須田直之（茨城県高等学校教育研究会生物部顧問）
- 【地方公共団体】 茨城県
土浦市
霞ヶ浦町
- 【関係行政機関】 独立行政法人水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所
- 【運営事務局】 国土交通省霞ヶ浦河川事務所

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

地域の発意による事業の実施



霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生事業(仮称)今後のスケジュール(案)

H16.8.2

